

第1章 一般概況

1 国名

大韓民国 (Republic of Korea)

2 面積

100,032.74 k m² (2008年、日本(377,923.14 k m²)の約1/4)

※韓国統計庁統計情報システム



3 人口

48,456 千人（韓国統計庁 DB「年齢別(全国)推計人口」（2007 年））

(1) 人口及び少子高齢化率

韓国の人口の約 21.5%がソウル特別市に集中しており、首都圏（ソウル特別市、仁川広域市、京畿道）には全人口の約 50%が集中している。また、首都圏に比べ、その他（地方圏）における高齢化率が高くなっている。

〈図表 1-1〉 人口及び高齢化率（推計値）

区 分	韓 国					日 本
	48,456	首都圏			その他	
ソウル特別市		仁川広域市	京畿道			
人口（千人）		10,422	2,664	11,107	24,263	127,775
人口比率(%)	100.0	21.5	5.5	23.0	50.0	—
高齢化率 (%)	9.9	8.2	7.1	7.3	12.2	21.5

※高齢化率：65 歳以上人口の占める割合

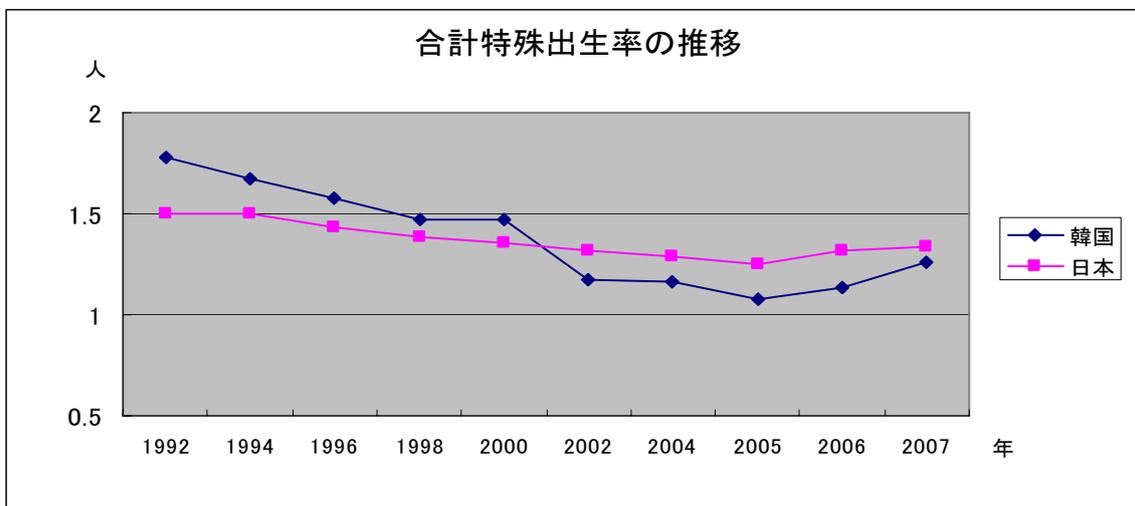
※韓国人口及び高齢化率：韓国統計庁 DB「年齢別(全国)推計人口」（2007 年）」

※ソウル特別市 HP「人口統計 2007 年」、仁川広域市 HP「第 47 号仁川統計年報 2006 年人口」、京畿道 HP（2006 年 3 月 31 日現在人口）

※日本人口及び高齢化率：総務省統計局「人口推計月報」（2007 年 11 月 1 日現在）

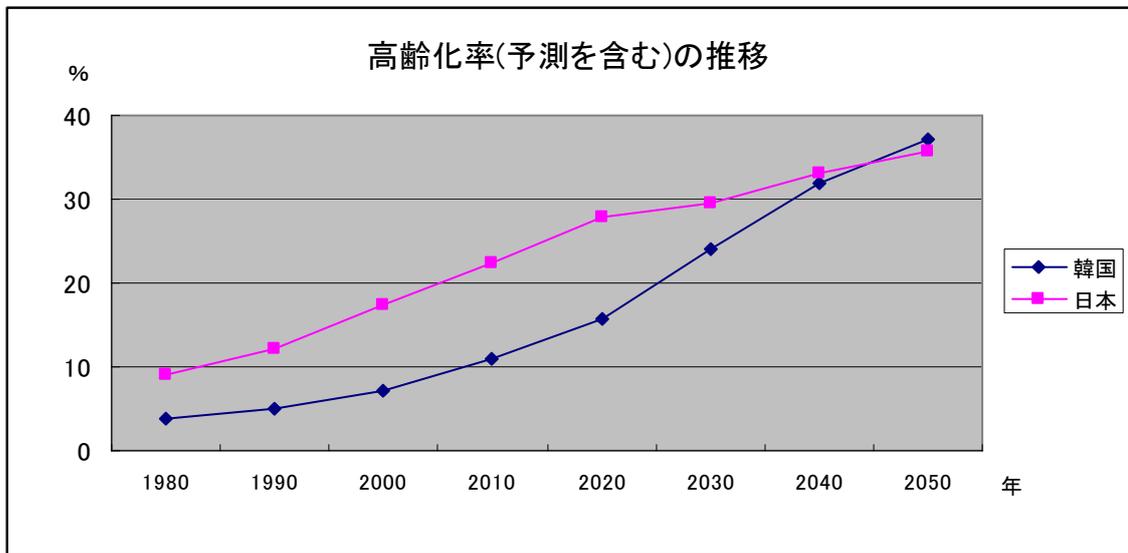
《少子化問題》

日本を上回るペースで、少子化が進行している。ただし、2005 年に 1.08 の世界最低の水準を記録した出生率だが、2006 年は 1.13、2007 年は 1.26 と 2 年連続で上昇している。



《高齢化問題》

少子化と同様、高齢化も日本を上回るハイペースで進行しており、2050年には日本をしのぐ（37.2%）との予測もある。



(外務省HP「韓国経済の現状と日韓経済関係（北東アジア課、平成19年1月）」より抜粋)

(2) 在留邦人数

全国に 22,488 人、ソウル市内に 8,370 人が居住している。

〈参考〉日本外務省「平成 18 年度の海外在留邦人数調査統計」

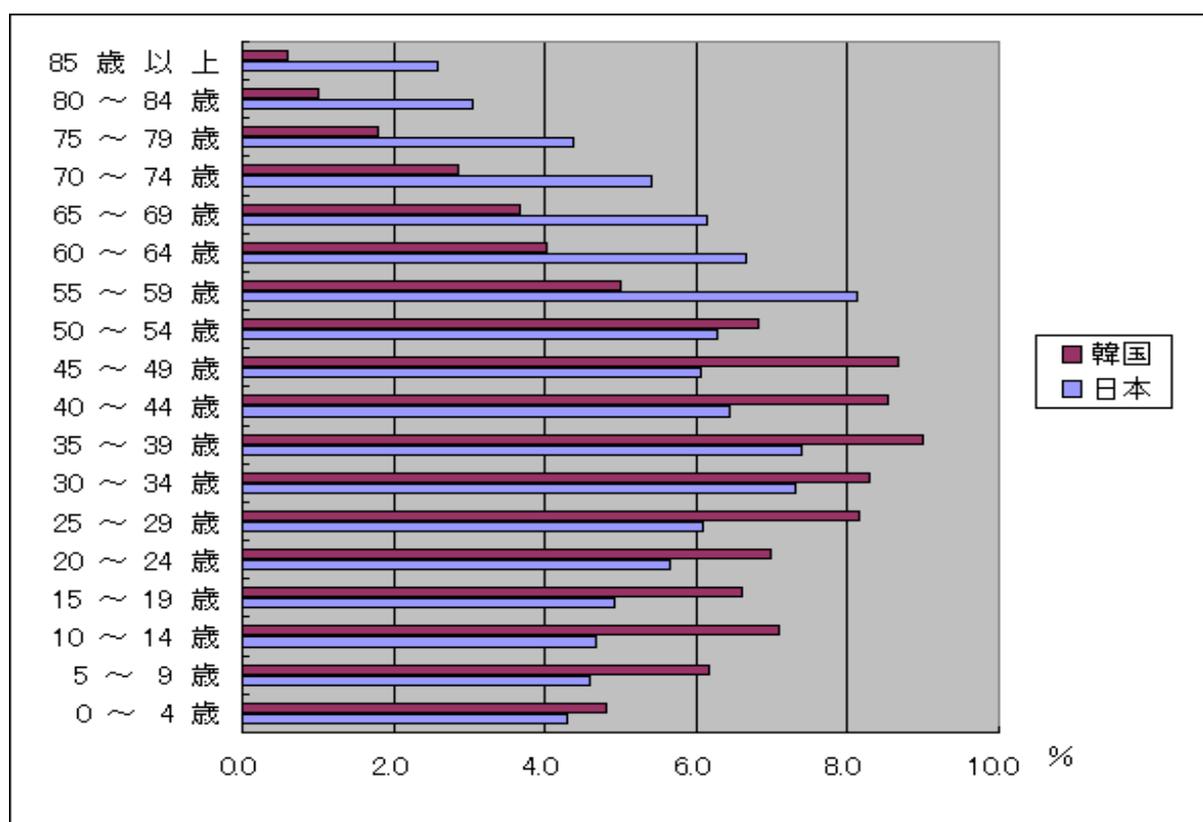
〈図表 1-2〉 日韓年齢別人口分布比較

(単位:千人)

	日本	構成比	韓国	構成比
総数	127,775	100.0%	48,456	100.0%
0～4歳	5,433	4.3	2,305	4.8
5～9歳	5,871	4.6	2,991	6.2
10～14歳	5,980	4.7	3,438	7.1
15～19歳	6,272	4.9	3,197	6.6
20～24歳	7,232	5.7	3,386	7.0
25～29歳	7,783	6.1	3,943	8.1
30～34歳	9,339	7.3	4,022	8.3
35～39歳	9,444	7.4	4,360	9.0
40～44歳	8,236	6.5	4,133	8.5
45～49歳	7,743	6.1	4,201	8.7
50～54歳	8,018	6.3	3,303	6.8
55～59歳	10,376	8.1	2,416	5.0
60～64歳	8,524	6.7	1,950	4.0
65～69歳	7,837	6.1	1,784	3.7
70～74歳	6,931	5.4	1,381	2.9
75～79歳	5,586	4.4	873	1.8
80～84歳	3,880	3.0	483	1.0
85歳以上	3,289	2.6	289	0.6

〈総務省統計局 HP 人口推計月報 (平成 19 年 11 月 1 日現在)〉

〈韓国統計局 統計 DB 年齢別推計人口 (2007 年)〉



4 地 形

三方を海に囲まれ、大小 3,400 もの島がある。国土の 70%が山岳地帯であり、分水嶺をなす太白（テベック）山脈は東北部から南部へ緩やかに延びている。西部は平野が広がり穀倉地帯となっている。

5 気 候

年平均気温は 6～16℃の分布で地域差が大きい。最も暑い 8 月平均気温は 18～25℃、最も寒い 1 月平均気温は零下 6～7℃程度（ソウルでは零下 20℃となることがある）となり、四季がはっきりしている。年平均降水量は 1,316mm であり、地域別では中部地方 1,200～1,400mm、南部地方 1,300～1,600mm、慶北内陸地方 1,000～1,200mm、南海岸地方 1,600～1,800mm となっている。年平均降水量の 60～70%が 6～9 月に偏って降り、同時期には韓国を多くの台風が通過することもあり、洪水がこの期間中に多く発生している。

6 韓国のシンボル

(1) 国旗：「太極旗（テグッキ）」と呼ばれる。朝鮮時代末の 1882 年に朴泳孝（パク・ヨンヒョ）などが日本へ外交使節として派遣された時に初めて使用され、翌年国旗として定められたと言われる。また、大韓民国成立後の 1949 年 10 月 15 日には、文教部告示の「国旗製作法」で正式に定められた。



(2) 国歌：「愛国歌（エグッカ）」と呼ばれる。正式に国歌として制定されてはいないが、国歌に準じ歌われており、作詞者は不明、作曲は安益泰（アン・イクテ）。

(3) 国花：むくげ（ムグンファ）

(4) 国木：松（ソナム）

(5) 国鳥：かささぎ（カチ）

(6) 国獣：虎（ホランイ）

7 民族衣装

韓服（ハンボク）と呼ばれ、現在の形になったのは 200 年程前と言われる。スカートをチマ、上着をチョゴリ、ズボンをパジと呼ぶ。

8 食文化

主食のご飯に汁物、各種おかずを組み合わせるスタイルは日本の食卓と似ている。材料には唐辛子、ニンニク、ネギなど体を温め、新陳代謝を高める食材をはじめ様々な野菜がよく使われ栄養たっぷりである。

食事の際にはお椀を置いて食べるのがマナーになっているなど、日本との違いも多い。

(1) 唐辛子：コチュと呼ばれ、17 世紀に九州地方から伝来したと言われる。韓国料理の代表的な香辛料で、唐辛子みそ（コチュジャン）は各種韓国料理の薬味のベース

になる。

- (2) キムチ：韓国料理における漬物の総称。白菜のペチュキムチ、大根の角切りのカクトウギ、キュウリのオイキムチ、水キムチ（ムルキムチ）などが代表的。
- (3) 焼肉：牛のあばら骨の肉を食べるカルビ、ロース肉のトゥンシム、薄切り肉をタレにつけたプルコギなどがあり、豚肉・鶏肉も食する。

9 住居

伝統的な韓国スタイルの瓦家は今ではあまり目にするのではなく、洋風住宅やアパートが増加してきている。特に大都市周辺の高層アパート群は圧巻である。（全世帯の約半分がアパート等の共同住宅に居住する。特にソウル市の場合 70%を超える。）韓国の住宅における最大の特徴は、オンドルと呼ばれる床暖房である。現在はスチーム・パイプを床に通し、温水により床暖房を行なっている。

10 言語

韓国語は、ウラル・アルタイ語に属すると考えられ、文法などは日本語に類似する。韓国語を表記する文字「ハングル（韓文字）」は、朝鮮王朝第4代国王である世宗（セジョン）大王の命により 1443 年に作成され、1446 年に「訓民正音（フンミンジョンウム）」として公布された。1910 年に韓国人研究者の間で「ハングル」という名称が用いられた。「ハングル」は、10 個の基礎母音、14 個の子音、11 個の複合母音を組み合わせて発音を表す表音文字であり、子音で終わる音節が多い。文字の組み合わせにより、音節は 140 通り（4 組の同音節があるため現実には 132 通り）となる。

11 姓名

韓国人の姓は大部分が 1 文字であり、現在約 300 の姓が確認されている。韓国統計庁「2000 年人口住宅総調査の姓および本貫集計結果」によると、金（ギム）が 992 万 6,000 人で、全人口の 21.6%を占めている。次いで李（イ）が 14.8%、朴（パク）8.5%、崔（チ）4.7%、鄭（ジョン）4.4%等であった。

男女ともに結婚によって姓が変わることはなく、子供は父親の姓を名乗る。韓国ではごく親しい友人を除いては、人の名前を呼ぶときに苗字と名前を合わせて呼ぶ。

12 祝祭日

〈図表 1 - 3〉 2008 年の韓国の祝祭日一覧（※は旧暦対応のため、毎年日にちが変わる。）

日付	祝祭名
1月1日	新正月（元旦）
2月6日～2月8日※	ソルラル（旧正月）
3月1日	三・一節（3・1独立運動記念日）
5月5日	オリニナル（こどもの日）
5月12日※	釈迦誕生日
6月6日	顕忠節（戦没者慰霊日）
8月15日	光復節（独立記念日）
9月13日～9月15日※	チュソク（秋夕＝（旧盆））
10月3日	開天節（建国記念日）
12月25日	クリスマス

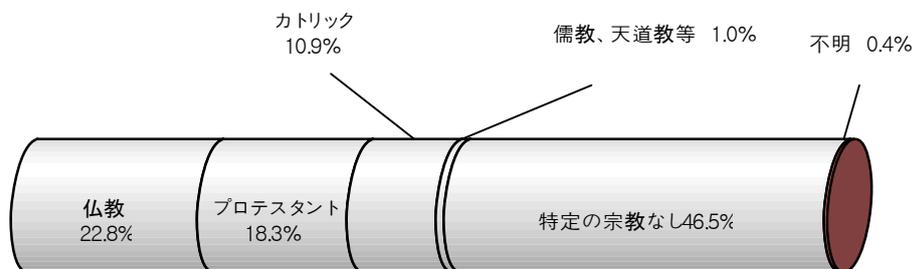
日本のような振替休日の制度はない。

13 通貨

ウォン（100ウォン＝約10.6円）（2008年7月末）

14 宗教

〈図表 1 - 4〉 宗教分布



〈統計庁調査(2005年)〉

15 歴史

(1) 先史時代

朝鮮半島には約 70 万年前から人が住み着き、約 3,000 年前には青銅器文化が伝えられ、今日の韓国人の祖先となる。なお、韓国の神話では、紀元前 2333 年檀君王儉（ダンクンウァンコン）が古朝鮮を建国したとされている。

(2) 三国時代 (B. C. 1 世紀～668 年)

多くの部族国家が建国され、紀元前 1 世紀頃には高句麗、百済、新羅の 3 国に統合される。

(3) 統一新羅時代 (676～935 年) (首都：慶州)

新羅が 3 国を統一。文化・芸術の興隆に努め、仏教文化が栄える。

(4) 高麗時代 (918 年～1392 年) (首都：開城)

権力抗争で衰退した新羅を高麗が併合。仏教文化をさらに発展させた。高麗青磁や八万大蔵経などが有名。

(5) 朝鮮時代 (1392 年～1910 年) (首都：漢城《ソウル》)

勢力が衰えた高麗を滅ぼした朝鮮王朝は、儒教に基づく国家体制を築いた。世宗大王によるハングル作成を始め、あらゆる分野で飛躍が見られたが、外国の侵攻や列強諸国の利権争いで次第に衰えていく。

(6) 日本統治時代 (1910 年～1945 年) (首都：京城《ソウル》)

1910 年の日韓併合条約により、日本の統治下に置かれた。独立運動が激しく行なわれたが、終戦により解放される。

(7) 大韓民国 (1948 年～) (首都：ソウル)

独立後も 1950 年に朝鮮戦争が起こるなど多難な道を歩む。その後、朴大統領の指導により「漢江の奇跡」と呼ばれる高度経済成長を達成、ソウルオリンピックの開催に続き、OECD への加入と、順調に発展を遂げていたところを金融経済危機に直面。厳しい調整局面を迎えるが、見事に危機を克服した。2000 年には、平壤で初の南北首脳会談を実現、2002 年に FIFA ワールドカップが日韓で共同開催された。

<図表 1-5> 日韓年代比較表

日 本	西 曆	韓 国	
縄 文	1500	先 史 時 代	
	1000	初 期 国 家 (古 朝 鮮)	
	500		
	紀元前		
弥 生	紀元	高 句 麗	
	100		百 濟
	200		
古 墳	300		
	400		
飛 鳥	500		
奈 良	600	渤 海	
	700		統 一 新 羅
	800		
平 安	900		
	1000	高 麗	
鎌 倉	1100		
南 北 朝	1200		
	1300		
室 町	1400	朝 鮮	
	1500		
安土・桃山			
	1600		
江 戸	1700		
	1800	日 本 統 治 時 代	
明 治 ・ 大 正	1900		
昭 和	1945	大 韓 民 国	
平 成	1989		

〈図表 1-6〉 韓国現代史年表（1945 年～現在）

1945 年	米ソ両軍が進駐し、38 度線を境界線とする分離統治がなされる。
1948 年	南に大韓民国（大統領－李承晩）、北に朝鮮民主主義人民共和国（首相－金日成）樹立。ソ連軍撤退。
1949 年	アメリカ軍撤退。
1950 年	朝鮮戦争勃発。
1953 年	朝鮮休戦協定調印。米韓相互防衛条約締結。
1960 年	学生による反政府デモ勃発により、李承晩政権退陣。
1961 年	軍事クーデターにより、朴正熙が最高会議議長に就任。
1963 年	朴正熙が大統領に就任。
1965 年	日韓基本条約調印。
1966 年	韓米行政協定調印。
1967 年	朴正熙が大統領に再選。ソウルに日本大使館、釜山に領事館設置。
1968 年	1・21 事件（北朝鮮の武装工作隊とソウル市で交戦）起こる。
1970 年	セマウル運動始まる。京釜高速道路開通。
1971 年	南北赤十字予備会談開始。4・27 総選挙で朴正熙、金大中に辛勝。
1972 年	南北赤十字本会談開始。
1973 年	「朝鮮の自主的平和統一に関する南北共同声明」が発表される。 金大中事件起こる。
1974 年	ソウル地下鉄開通。
1976 年	板門店事件起こる。
1979 年	朴正熙大統領暗殺。全斗煥がクーデターにより実権掌握。
1980 年	光州事件起こる。
1981 年	全斗煥が大統領に就任。
1983 年	ソ連軍による大韓航空機撃墜事件起こる。
1984 年	全斗煥大統領訪日。
1985 年	全斗煥大統領訪米。南北経済会談・南北赤十字会談開催。
1986 年	金浦空港で爆弾テロ事件起こる。第 10 回アジア競技大会ソウルで開催。
1987 年	民正党盧泰愚代表委員が特別宣言（6・29 民主化宣言）。 大韓航空機爆破事件起こる。
1988 年	盧泰愚が大統領に就任。第 24 回オリンピックがソウルで開催。
1990 年	初の南北首相会談ソウルで開催。
1991 年	大韓民国、国際連合に加盟（朝鮮民主主義人民共和国も同時加盟）。
1993 年	金泳三が大統領に就任。
1996 年	韓米首脳会談及び日韓首脳会談開催。 全斗煥元大統領及び盧泰愚前大統領の逮捕。 2002 年サッカー・ワールドカップ大会の日韓共同開催決定。 OECD に加盟。

- 1997年 韓国経済の悪化、IMF（国際通貨基金）への支援融資依頼。
- 1998年 金大中が大統領に就任。第1回日韓閣僚懇談会開催（鹿児島県）。
- 1999年 第2回日韓閣僚懇談会開催（済州道）。
- 2000年 南北首脳会談開催（平壤）
- 2001年 日韓首脳会議開催（ソウル）
- 2002年 日韓国民交流年
サッカー・ワールドカップ大会の日韓共同開催
日韓首脳会議開催（東京）
第14回アジア競技大会が釜山で開催。
- 2003年 盧武鉉が大統領に就任。
日韓首脳会談開催（ソウル）
- 2004年 盧武鉉大統領の弾劾訴追案が可決（3月12日）
日韓首脳会談開催（済州道、鹿児島県）
- 2005年 日韓国交正常化40周年「日韓友情年2005」
日韓首脳会談開催（ソウル、釜山 APEC）
- 2006年 日韓首脳会談開催（ソウル）
- 2008年 李明博が大統領に就任。

16 国土利用

2006年地目別国土利用現況によると、面積全体の65.1%が林野で、21.4%が農地で、6.0%が宅地、工場用地及び公共用地として利用されている。

〈図表1-7〉 主要地目別国土利用（2006年） （単位：km²，%）

全国	農耕地			林野	宅地	工場用地	公共用地				河川	その他
	計	農地	牧場用地				計	学校用地	道路	鉄道用地		
99,617 (100.0)	21,296 (21.4)	20,731 (20.8)	565 (0.6)	64,885 (65.1)	2,498 (2.5)	598 (0.6)	2,870 (2.9)	256 (0.3)	2,493 (2.5)	121 (0.1)	2,977 (3.0)	4,493 (4.5)

注：（ ）内は比率。農地とは、田・畑と水源をいう。
（2006年 建設交通統計年報）

第2章 内政

1 憲法

韓国の憲法は前文及び 130 の条項と 6 つの附則で構成され、総則、国民の権利と義務、国会、政府、法院（裁判所）、憲法裁判所、選挙管理、地方自治、経済、憲法改正の 10 章に分かれており、国民に対する支配、権力の分立、南北間の平和民主的な統一、国際平和と協力、法による支配、国民の福祉増進に対する責務を基本原則としている。

憲法第 10 条で「全ての国民は人間としての尊厳及び価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国は、個人の有する不可侵の基本的人権を確認し、これを保障する義務を負う。」として基本的人権を保障している。この中には法の下での平等、身体的自由、迅速で公正な裁判を受ける権利、居住及び移転の自由、職業選択の自由、私生活の自由、宗教と良心の自由、表現及び結社の自由、選挙及び公務担任権のような政治過程への参与権が含まれている。さらに、教育を受ける権利、勤労の権利、自主的な団結権、団体交渉及び団体行動権、健康で快適な環境下で生活する権利等の様々な社会的権利も保障している。

また憲法では、国民の基本的な義務として、納税の義務、勤労の義務、国防の義務を規定している。

現行の憲法で注目すべきことは、憲法秩序を守り国民の基本的自由と権利を保護するために、憲法裁判所を設立したことである。憲法裁判所は、独立機関として、①法律の違憲性の審判 ②大統領、国務総理、裁判官に対する弾劾の審判 ③政党の解散の審判 ④国家機関相互間・国家機関と地方自治体及び地方自治体相互間の権限争議に関する審判 ⑤憲法訴願審判の 5 つの審判権限を持つ。

さらに憲法には、国家は国民の財産権を保障し、個人及び企業の経済上の自由及び創意を尊重すると明記し、自由市場経済を前提としている。また、国はバランスの取れた国民経済の成長及び安定、経済民主化のために経済に関する規制及び調整を行うことができるとしている。

憲法改正は他の法律と異なり、特別な手続きを必要とする。まず、大統領又は国会議員の過半数の発議によって提案される。大統領がこの憲法改正案を公告した後、国会の議決において出席議員の 3 分の 2 の賛成を得なければならず、さらに国民投票で有権者の過半数の投票と投票者の過半数の賛成を得なければならない。

〈図表 2-1〉 憲法改正年表

時 代	制・改正日
第 1 共和国	制定：1948. 7. 12（公布 7. 17）
	1 次改正：1952. 7. 7
	2 次改正：1954. 11. 29
第 2 共和国	3 次改正：1960. 6. 15
	4 次改正：1960. 11. 29
第 3 共和国	5 次改正：1962. 12. 26
	6 次改正：1969. 10. 21
第 4 共和国	7 次改正：1972. 12. 27
第 5 共和国	8 次改正：1980. 10. 27
第 6 共和国	9 次改正：1987. 10. 29

2 政 治

- (1) 経 緯：大韓民国建国後、韓国の政治は激しい変動を経てきた。朴大統領以来、長く軍事政権が続き、90年代に入りようやく民主化が回復し今に至っている。
- (2) 政 党：ハンナラ党（与党）、統合民主党、自由先進党、親朴連帯、民主労働党、創造韓国党、他。
- (3) 地域感情対立：韓国南部を東西に分ける全羅道と慶尚道は昔から地域対立が激しく、政治にも大きな影響を及ぼしている。与党は慶尚道、野党は全羅道にそれぞれ強固な支持基盤があり、地方政治においては知事や議会が一方に偏るなどの構造を呈している。現在、是正に向けての様々な努力がなされている。

なお、2007年12月の大統領選挙では李明博候補は全羅道で9%前後得票し、慶尚道候補としてはこれまでで一番多くの票を獲得した。

3 国 会

(1) 構 成

- ・単院制
- ・299名の国会議員（地域区243名、全国区比例代表56名）から成り、任期は4年。（過半数は150）
- ・定期会は毎年1回、9月1日に開会され、会期は100日。臨時会は大統領または国会在籍議員の1/4以上の要求で開会され、会期は30日以内。

(2) 権 限：①立法に関する権限

- ②財政に関する権限（予算の審議確定権など）
- ③一般国務に関する権限（弾劾訴追権など）
- ④国会の自立権

4 政府

(1) 大統領

大韓民国の大統領は行政府の首長であると同時に、国家の元首で外国に対して国家を代表する。大統領は国民の普通、平等、直接及び秘密選挙によって選出される。大統領の任期は5年で、再任はできない。この再任不可の規制は、長期にわたって政治の実権を握ることができないようにするためのものである。大統領が死亡等の理由によって空席になった場合、国務総理若しくは法律で定められた国務委員の順にその権限を代行するようになっている。

大統領は行政府の機能と関連して最高の権限を持っている。現行の大統領制は主に次の6つの役割を担う。まず、第一に、大統領は国家の元首として、国家組織及び外交関係において国家を代表する。大統領は外交使節を接受し、勲章その他の栄典を授与することができ、国家的行事を主管し、赦免権を持っている。大統領は国家の独立、領土の保全、国家の継続性及び憲法を守護する義務を負うだけでなく、祖国の平和的な統一のために誠実な義務を負うとしている。

第二に、大統領は行政府の首長として立法府で制定された法を施行し、法律施行のために命令と規則を定めることができる。さらに、大統領は特定の事柄に対して諮問機関に諮問を求めることができる。その諮問機関として、国家安全保障会議、国家科学技術諮問会議等がある。また、国務総理と行政各部の長官を含む公務員を任命する権限を持っている。

第三に、大統領は国軍の統帥権を持っている。大統領は宣戦布告をはじめ、軍事政策に関する全般的な権限を有している。

第四に、大統領は全国規模の組織を持つ与党の代表である。大統領は、時には党の推薦を受けて、行政府の高位公務員を任命することができる。

第五に、大統領は外交関係や外国との関係において重要な基本政策を決定する。条約の締結、大使の派遣、外交使節の接受・派遣、講和を行うことができる。

最後に、大統領は国の主な政策と法律の立案者である。大統領は法律案を国会に提出することができる。また、国会に出席して発言又は書簡で意見を提示することができる。大統領は国会を解散させることはできないが、国会は憲法で定められている弾劾訴追を行うことで、大統領の責任を追及することができる。

※ 青瓦台（大統領府）：国家の基本計画、国政上の重要政策に携わる。

①大統領選挙制度の概要

選挙権	満 19 歳以上の韓国民(選挙日当日基準)	
被選挙権	満 40 歳以上の韓国民 (選挙日基準 5 年以上国内居住者)	
立候補の要件	政党から立候補する場合	政党による推薦
	無所属で立候補する場合	5 箇所以上の広域自治団体(※)から各 500 人以上ずつ、2,500 人以上～5,000 人以下の選挙権者の推薦
選挙方式	選挙権者による直接投票	
寄託金	5 億ウォン	

(※) 広域自治団体 日本の都道府県に相当。ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市、京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、済州特別自治道の 16 団体を指す。

②選挙法

2007 年 12 月に実施された第 17 代大統領選挙で変わった選挙法の主な内容は次のとおり。

- ・ 選挙権が 20 歳から 19 歳に引き下げられたこと。
- ・ 予備登録制度が新設されたこと。
- ・ インターネット、マスコミの掲示版・チャットなどで候補者に対する支持・反対の文書を掲示する場合に実名の確認の手続きが必要であること。
- ・ 選挙日 6 日前から世論調査の結果を公表することを禁じること。

③歴代の大統領

1. 李承晩 (イ・スンマン) 大統領 (初代～第 3 代) (在任 1948 年～1960 年)
2. 尹潽善 (ユン・ボソン) 大統領 (第 4 代) (在任 1960 年～1962 年)
3. 朴正熙 (パク・チョンヒ) 大統領 (第 5 代～第 9 代) (在任 1963 年～1979 年)
4. 崔圭夏 (チェ・ギョハ) 大統領 (第 10 代) (在任 1979 年～1980 年)
5. 全斗煥 (チョン・ドファン) 大統領 (第 11 代～第 12 代) (在任 1980 年～1988 年)
6. 盧泰愚 (ノ・テウ) 大統領 (第 13 代) (在任 1988 年～1993 年)
7. 金泳三 (キム・ヨンサム) 大統領 (第 14 代) (在任 1993 年～1998 年)
8. 金大中 (キム・デジュン) 大統領 (第 15 代) (在任 1998 年～2003 年)
9. 盧武鉉 (ノ・ムヒョン) 大統領 (第 16 代) (在任 2003 年～2008 年)
10. 李明博 (イ・ミョンバク) 大統領 (第 17 代) (在任 2008 年 2 月 25 日～)

④第 17 代李明博大統領

2008 年 2 月 25 日、第 17 代大統領就任式が執り行われ、李明博政府が誕生した。

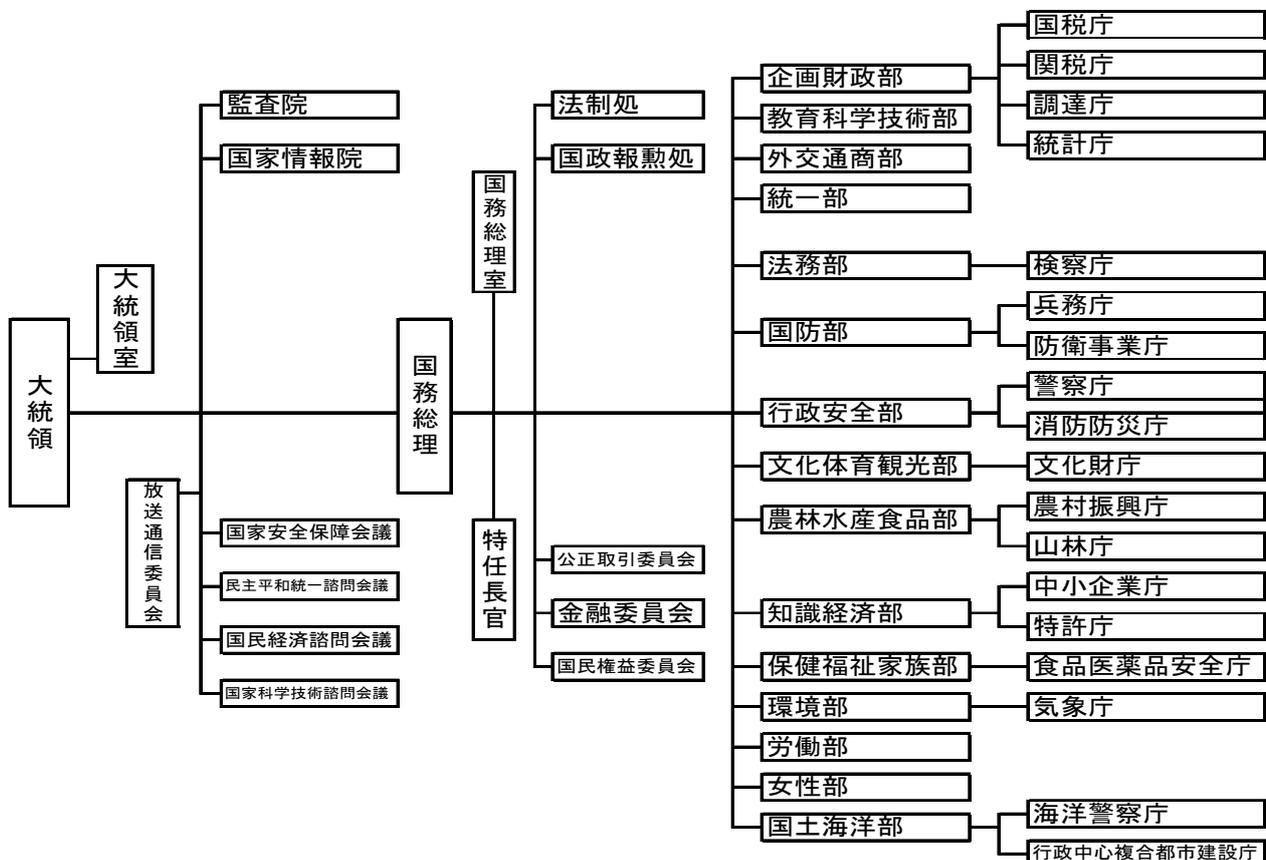
李明博政府は、5 大政指標、21 大政戦略目標、193 大政課題を次のとおり発表した。

1. 活気に満ちた市場経済
(投資環境インフラ改善、ゼロベース規制改革、新成長原動力確保、サービス産業先進化、職場創出)
2. 人材大国
(需要者中心の教育競争力強化、核心人材養成と科学韓国建設、生涯学習の活性化)
3. 成熟した世界国家
(新しい平和構造創出、実用的同上外交・能動的開放、世界に出る先進安保、親環境経済・エネルギー構造、美しい暮らしと創意文化)
4. 能動的福祉
(生涯福祉基盤用意、予防・統合型福祉、市場機能を活用した庶民生活安定、社会的危険から安全な社会)
5. 仕える政府
(予算節減と公共機関革新、国民の味方ワンストップサービス、創造的広域発展と実質的的地方分権)

⑤新政府組織

李明博政府の新内閣は、15部2処18庁で構成されることとなった。

〈図表 2-2〉 組織図



5 司法

(1) 法院（裁判所）

法官（判事）により構成。大法院（最高裁）、高等法院（第二審）、地方法院、家庭法院、特許法院、行政法院（1998. 3. 1 設置）の6種類がある。この他に軍事法院（軍事裁判を管轄）を置くことができる。

(2) 憲法裁判所

法律の違憲審査、弾劾裁判などを管轄。1988. 9. 1 設置。

裁判官は、大法院推薦が3名、大統領推薦が3名、国会推薦が3名の計9名で構成される。

2004年3月12日に憲政史上初めて大統領の弾劾追訴案が第12回国会で可決された。これを受けて憲法裁判所は約2ヶ月間にわたる審理を経て、同年5月14日、棄却を決定した。

また、同年7月12日、新行政首都建設特別法の違憲判決を求める憲法訴願が提訴されたが、10月21日、同法は違憲であるとの判決を下した。

第3章 外交

1 年度別内容

〈図表 3-1〉

〈2006年4月現在〉

年 代	主 な 外 交 内 容	国交国 累計
1948年	アメリカ、台湾と国交樹立	2
1962年	ニュージーランド（他27カ国）と国交樹立	55
1965年	日本（他5カ国）との国交樹立	74
～80年代前半	冷戦下では西側諸国との外交に限られていた	
1988年	ソウルオリンピック開催をきっかけに東側諸国と関係を構築	
1990年	旧ソ連、モンゴル（他10カ国）と国交樹立	145
1991年	北朝鮮との国連同時加盟	
1992年	中国（他17カ国）との国交樹立、台湾と断交	170
1999年	カンボジアと国交樹立	183
2000年	サンマリノと国交樹立	184
2002年	アフガニスタンと22年ぶり国交再開	185

未国交国：キューバ、シリア、マケドニア、モナコ、ギニア、（台湾）

2 南北関係

(1) 「包容政策（太陽政策）」

「包容政策」は、金大中統領が就任時の1998年に打ち出した北朝鮮に対する柔軟策で、力づくで北朝鮮を屈服させるのではなく、温かく包容して人的、物的な交流を進め、北朝鮮を改革・開放路線に導くというものである。

はじめは、旅人のマントを脱がしたのは冷たい北風よりも暖かい太陽であったというイソップ童話「北風と太陽」になぞらえて「太陽政策」と呼ばれた。

①金剛山ツアー②民間企業の北朝鮮への投資③南北貿易の促進など民間レベルの経済支援をはじめとするさまざまな援助を行い、2000年6月には平壤で史上初の南北首脳会談も実施された。

しかし、2002年10月に、北朝鮮は1994年の米朝枠組み合意に違反して核開発を行っていたことを明らかにし、その後も核開発を放棄する意志のないことを示した。さらに、年明けの2003年1月には核拡散防止条約（NPT）からの脱退と国際原子力機関（IAEA）の保障措置協定の拘束から完全に脱退すると宣言した。これによりIAEAによる査察を受け入れる義務がなくなり北朝鮮の核開発は完全に歯止めを失うこととなった。これにより、これまでの包容政策が本当に正しかったのか疑問視する声も高まり、2002年の大統領選挙の重要な争点となった。

大統領選挙に勝利した盧武鉉大統領は、金大中政権の包容政策は成功していると評価した上で、このようなときこそ北朝鮮との交流と協力を緊密に行う必要があるとの認識を示した。

(2) 平和繁栄政策

盧武鉉政権は、確固たる安保体制を敷きつつ、南北間の和解・交流を積極的に進める「平和繁栄政策」を遂行した。「平和繁栄政策」とは、「対北送金」事件によりイメージが悪くなった「包容（太陽）政策」の名称を盧武鉉政権が改めたものである。対話による解決、互惠主義、国際協力、透明性を高めた国民参加などを原則とした。

(3) 李明博政権による対北朝鮮政策の見直し

盧武鉉政権の平和繁栄政策の下、物的支援を含めて様々な支援が行われたが、核開発疑惑や物資の横流し問題などを解決する見通しが立たず、韓国内の世論が不満を示したことが李明博政権誕生に追い風となったこともあり、新政権では対北朝鮮政策の見直しを行っている。

これに対抗する形で、北朝鮮による韓国非難が激しさを増し、2008年3月末には、北朝鮮開城工業団地の南北交流協力協議事務所（経済協力事務所）に駐在する韓国側当局者11人全員を北朝鮮当局が韓国に追い返した。

また、2008年4月には李明博大統領が「韓国と北朝鮮がソウルと平壤に常駐の連絡事務所を設置すること」を提案したのに対し、北朝鮮はこれを拒否した。その際北朝鮮の機関紙労働新聞は「李明博の徒党は2000年の南北共同宣言以降、北南間で成し遂げられたすべての事柄を覆そうとしている。」と非難するなど、北朝鮮との関係が悪化した。

3 日本との関係

(1) 交流の歴史

〈図表 3-2〉

年 代	交 流 概 要
古 代	朝鮮半島から大陸文化（稲作、漢字、仏教など）が日本に伝えられた
16 世紀末	豊臣秀吉による朝鮮出兵
江戸時代	朝鮮通信使による文化交流
1910 年～1945 年	日本による朝鮮統治
1965 年	日韓国交正常化
1970 年代	金大中事件（※1）、文世光事件（※2）により日韓関係が緊張
1980 年代	日韓首脳陣の交流が活発化し、日韓関係が進展
1990 年代以降	日韓新パートナーシップの構築に向けて、幅広い日韓交流が盛んに行なわれている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国への日本人観光客の急増 ・ 活発な自治体間交流 ・ 日本大衆文化の段階的解放による文化交流の活性化
2002 年	日韓国民交流年 ワールドカップ日韓共同開催
2003 年	盧武鉉大統領が日本へ国賓として訪問 日韓首脳共同声明（2003.6）
2004 年	日韓首脳会談開催（済州道、鹿児島県）
2005 年	日韓友情年 2005 日韓首脳会談開催（ソウル、釜山 APEC）
2006 年	日韓首脳会談開催（ソウル）
2007 年	朝鮮通信使 400 年
2008 年	李明博大統領と福田総理の日韓首脳会談において、日韓新時代に向けた「シャトル首脳外交」の実施に合意

※1 金大中事件：訪日中の金大中氏が都内のホテルで韓国の工作員に拉致された。

※2 文世光事件：文世光（ムン・セグァン）（在日韓国人）が日本人警官から奪った拳銃で朴正熙大統領（当時）を暗殺しようとしたが失敗、代わりに大統領夫人が犠牲となった。

(2) 経済関係

①対日貿易

日韓間の貿易は着実に拡大を続けており、2007年の貿易総額は814億ドル（日本側推計。以下同じ。）で、前年から4.8%増（ドル建て。以下同じ。）となっている。

日韓は、それぞれ相手国にとって第3位の貿易相手国である（第1位：中国、第2位：米国）。

韓国は主力輸出品である半導体、平面ディスプレイ等の生産のため、日本製の中間財（部品、素材）と資本財（製造機械）に依存する構造があり、慢性的な対日赤字となっている（2007年は過去最大の赤字269億ドル）。

〈図表 3-3〉



(財務省貿易統計より JETRO 集計)

〈図表 3-4〉 日本との主な貿易 (2007 年)

(単位:100 万ドル、%)

輸出			輸入		
品目	実績	構成比	品目	実績	構成比
食料及び直接消費財	1,124	4.3	消費財	3,320	5.9
原料及び燃料	4,327	16.4	穀物	23	
軽工業品	2,176	8.3	直接消費財	447	
繊維原料	25		耐久消費財	2,453	
繊維糸	57		非耐久消費財	397	
織物	126		簡易税率適用分	0	
その他繊維製品	117		原資財	24,984	44.4
衣類	321		燃料	490	
木製品	57		鉱物	1,586	
皮革、ゴム及び靴類	153		軽工業原料	185	
貴金属及び宝石類	285		油脂	11	
その他非金属鉱物製品	220		繊維類	346	
玩具、運動用具及び楽器	63		化学工業品	9,689	
その他	752		鉄鉱財	7,764	
重化学工業品	18,706	71.0	非鉄金属	2,012	
化学工業品	2,146		その他	2,901	
鉄鉱製品	3,951		資本財	27,945	49.7
機械類と精密機器	2,515		機械類と精密機器	12,748	
電機、電子製品	9,216		電機、電子機器	12,166	
輸送機器	625		輸送機器	2,555	
その他	252		その他	476	
合計	26,333	100.0	合計	56,250	100.0

(韓国関税庁 HP 「国家別性質別輸出入実績(2007)」)

②日本の経済援助…日本は最大の経済協力供与国

・借款供与：日韓国交正常化に伴う有償 2 億ドルでスタートし、1990 年の最終年度分までの合計は 91 件、約 5,960 億円にも達した。

資金は社会資本（高速道路、地下鉄、製鉄所等）建設に投入され、韓国の経済発展に大いに役立てられた。

・その他の援助：日韓国交正常化に伴う無償 3 億ドル、技術協力、専門家派遣、研修員受入など。

・97 年の IMF 通貨危機に際しての 100 億ドルの支援と 30 億ドルの追加支援。

③日韓投資協定

日韓投資協定は、韓国側の提案を受け、99 年 9 月に交渉を開始し、2001 年 12 月の第 9 回本協議において基本合意がなされた後、2002 年 3 月の小泉総理訪韓の際に署名がなされた。投資の許可段階における内国民待遇・最恵国待遇等を含む包括的な投資ルール

が規定されている。外交通商部長官と駐韓日本大使は12月2日、政府庁舎で『日韓の投資自由化・増進及び保護協定』発効に向けた外交書簡を交換。これにより日韓投資協定は、2003年1月1日から公式に発効した。

④日韓自由貿易協定(FTA)

2000年9月の日韓首脳会談において、「日韓 FTA ビジネス・フォーラム」を設置することで合意。2回の合同会合を経て、2001年2月に日韓 FTA を経済連携協定として早期に推進すべきとの報告書が政府に提出された。2002年3月の日韓首脳会談において、この提言を受けて、日韓 FTA に関する産官学共同研究会を設置することで一致した。

共同研究会は、2002年7月から2003年10月までに8回の会合を開催した。この期間中に、共同研究会は現在の日韓二国間関係を検証し、経済分野における関係を強化する方策について検討した。共同研究会は、交渉の範囲に含まれ得る幅広い分野の事項について議論した結果、双方は、それぞれの国内のセンシティブなセクターに存在する脆弱性を含む様々な事項について相手方の立場に対する理解を大いに深めた。

また、2003年6月、東京で開催された小泉純一郎内閣総理大臣と盧武鉉大統領の首脳会談において、早期に日韓 FTA 締結交渉を開始するよう努力すること、また、日韓 FTA の推進に友好的な環境を作っていくため一層努力することが決定された。

この決定を受けて、2003年12月22日、ソウルにおいて日韓 FTA 締結のための初の政府間交渉が行われ、2005年妥結を目標とするなど交渉の枠組みについて合意した。これまで、6回の会合がもたれ、条文案やその他関心事項について議論が行われてきた。

しかし、日本側が提示した農水産物分野において許容基準(貿易額基準で50%~60%、品目数基準で10%)を提示した事が発端となり、交渉が決裂、次の交渉日程を確定できないまま膠着状態が続いている。

その後の日韓首脳会談において、日本政府はできるだけ早い機会に市場アクセス交渉を再開し、FTA の妥結を目指すべきとする一方、韓国政府は、日韓両国首脳が合意した高い水準の包括的 FTA の締結に向け日本政府の対案を待つという立場をとっている。

(3) 両国間の問題

- ・ 竹島問題：日本海の竹島(韓国名：独島(ドクト))の領有権を巡り、日韓両国が領有権を主張。現在、韓国の実効支配が進んでいる。

2005年が竹島が島根県に編入されて100周年に当たることから、島根県議会が「竹島の日条例」を県議会において可決したことに端を発し、また、高野駐韓大使(当時)の「竹島は日本固有の領土である」旨の発言も相まって、同問題が再燃した。

第4章 国防

1 概況

(1) 韓国軍

韓国は毎年 GDP の約 2.5%を国防費に投入し、自主国防努力を図るとともに、朝鮮戦争以来確立された韓米安保体制の維持に努めてきた。

(2) 駐韓米軍

米国は朝鮮半島の軍事バランスを考慮しつつ米軍の役割を支援的なものに変化させていくこととし、その第1段階として1992年末までに約7,000名を削減した。続く第2段階として、2003年37,500人から2008年末25,000人規模にまで減少することで合意している。

また、兵力編成の見直しのなかで、ソウル市中央部に位置する龍山基地駐留の米軍部隊をソウル市の南方の京畿道平澤市、烏山市に移転させる計画が2004年、韓米同盟政策構想会議で合意された。しかし、当初2008年末までに基地移転を計画していた平澤米軍基地の造成が4、5年遅れ、2012年にずれ込むこととなった。

なお、2007年2月には、これまで韓米共同で行使してきた戦時作戦統制権を2012年4月17日から韓国軍に移管することで合意に達している。

(3) 最近の動向

- ①国際貢献の一環として、国連のPKO活動に積極的に参加。
- ②日本との防衛協力が推進しており、1999年には初の日韓共同訓練が行なわれた。
- ③2000年9月史上初めての南北国防長官会議が開催される。
- ④「2002年度国防白書」の発刊が無期延期となる（1998年から毎年発刊、2000年からは隔年発刊）。
- ⑤ロシアとの間に、両国間の偶発的な武力衝突を未然に防ぐため、「危険な軍事行動の防止協定」を2002年11月に締結した。
- ⑥2003年4月に、韓国軍の医療部隊と工兵隊がイラクに派遣された。2004年2月には追加派兵同意案が国会を通過し、8月から年末までの予定で約3,600人が順次派兵され、その後、2004年末、2005年末、2006年末に派兵延長案が国会を通過、韓国軍はイラクに継続して駐留している。

2 国防予算

2008年度 26兆8,680億ウォン（前年度比+9.0%）

3 兵役義務

義務兵役制（19歳以上の男子は原則として兵役義務がある。）

陸軍 24 ヶ月、海軍 26 ヶ月、空軍 28 ヶ月（女性志願 24 ヶ月）

4 兵力

陸軍 54.1 万名、海軍 6.8 万名、空軍 6.5 万名、予備兵力 304 万名

（国防白書 2006 年度）

5 シビリアン・コントロール（文民統制）

（1）軍の統帥権は大統領に帰属（憲法第 74 条）

（2）大統領は非常事態に際し、戒厳を宣布することができるが、国会の過半数の議決があれば、これを解除しなければならない。（同 77 条）

6 国家安保戦略構想（4大基調）

国家安全保障会議（NSC）の常任委員会は 2004 年 3 月、盧武鉉政権の安全保障政策構想を体系的にまとめた「平和繁栄と国家安保（参与政府の安保政策構想）」を確定・発表した。この中で韓国の国益実現、安保目標を達成するために提示された安保基調は、▼平和繁栄政策推進▼均衡的実用外交追求▼協力的自主国防推進▼包括安保指向の 4 つで、「4 大国家安保戦略基調」と命名された。

この構想を実現するための「3 大戦略課題」としては、▼北朝鮮核問題の平和的解決と朝鮮半島の平和体制構築▼米韓同盟と自主国防の併行発展▼韓国、北朝鮮の共同繁栄と北東アジアの協力主導が挙げられた。また「4 大国家安保戦略基調」と「3 大戦略課題」を後押しするために、▼全方位の国際協力追求▼対内的安保基盤拡充という 2 つの「基盤課題」を置いた。

対日外交関連では、「わい曲された歴史認識に伴う言行は、両国関係の発展を阻害するという事実を直視する必要がある」とし、▼靖国神社に代わる追慕施設の建設▼日韓の歴史共同研究成果の教科書反映▼在日韓国人の権益増進などを要求している。

第5章 経 済

1 概 要

韓国の経済は、1960年代中盤以降、経済発展の軌道に乗り、一般に「漢江の奇跡」と呼ばれる高度経済成長を成し遂げた。

1962年から2000年までの間、韓国のGNPは23億ドルから4,574億ドルに、国民一人当たりのGNPは87ドルから8,581ドルに拡大した。

しかし、天然資源の不足により対外貿易依存度の高い韓国経済においては、高度の経済成長を続ける中で「高コスト・低効率」の構造が深まり、1990年代中盤以降、経常赤字の増加や企業採算性の悪化等により経済低迷を迎えることになった。

1996年以降、景気循環上の「後退期」に入った韓国経済は、大企業の経営破綻を機に経済危機に陥り、1997年12月にはIMFから救済金融の支援を受けるに至った。

経済危機最中の1998年2月に発足した金大中政権は、経済の早期回復を国政の最優先課題として取上げ、抜本的な経済構造改革に積極的に取り組んだ結果、1999年には外貨流動性の危機から完全に脱し、これらを背景に、実体経済も予想より早いペースで回復に向かった。また、1997年に39億ドルにすぎなかった外貨準備高が2007年末には2,622億ドルまで増加している。

経済成長率も1998年の-6.9%から、1999年には9.5%、2000年は8.5%と順調な経済成長を遂げ経済危機からV字型回復を実現した。2000年後半からの米国の景気停滞、円安、米国テロ事件の影響もあり、2001年3.8%に落ち込んだが、堅実な内需と輸出に支えられ、2002年は高成長路線に回復した結果、7.0%の成長率を達成した。

2003年以降は、成長率は3%～5%台を推移しているが、金大中、盧武鉉政権下で行われた経済構造改革により社会の両極化（所得格差等）が進み、若年層の高い失業率などとともに社会的な問題となっている。

〈図表5-1〉主要経済指標

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
名目GDP（億ドル）	5,469	6,080	6,809	7,913	8,875	9,699
GDP実質成長率（%）	7.0	3.1	4.7	4.2	5.1	5.0
1人当たりのGNI（ドル）	11,499	12,720	14,193	16,413	18,401	20,045
消費者物価上昇率（%）	2.7	3.6	3.6	2.8	2.2	2.5
輸 出（億ドル） （前年比増減率）	1,624.7 (8.0)	1,938.1 (19.3)	2,538.4 (31.0)	2,844.1 (12.0)	3,254.7 (14.4)	3,714.9 (14.1)
輸 入（億ドル） （前年比増減率）	1,521.2 (7.8)	1,788.2 (17.6)	2,244.6 (25.5)	2,612.3 (16.4)	3,093.8 (18.4)	3,568.5 (15.3)
経常収支（億ドル）	53.9	119.5	281.7	149.8	53.9	59.5
為替レート（ウォン/ドル）年末値	1,200.4	1,197.8	1,043.8	1,013.0	929.6	938.2
（ウォン/100円）年末値	1,012.8	1,119.6	1,012.0	859.9	781.8	833.3
失業率（%）	3.3	3.6	3.7	3.7	3.5	3.2

（資料）企画財政部「主要経済指標」

2 経済発展の経緯

〈図表 5-2〉

年代	経済概況	データ年度	主要経済指標			都市への人口集中	
			名目GDP (億ドル)	1人当GNI※ (ドル)	GDP実質 成長率 (%)	総人口 (千人)	ソウル市人口 (千人) ()内は全体比
1945年 ～1961年	・政治の激動期に当り、経済も混乱。	1960年	20	79	1.2	25,012	2,445(9.8%)
1962年 ～1987年	・政府の経済開発政策により高度成長を遂げる。 (「漢江の奇跡」と呼ばれる)	1970年 1980年	81 622	253 1,597	8.8 ▲2.1	32,241 38,124	5,433(16.9) 8,364(21.9)
1987年 ～1990年代 前半	・賃金高騰による輸出鈍化、 内需拡大。 ・経済安定化政策と景気浮揚 策により経済回復に取り組む。	1990年	2,525	5,886	9.0	42,869	10,612(24.8)
1996年	・OECD 加入	1996年	5,574	12,197	7.0	46,433	10,469(22.5)
1997年	・相次ぐ財閥の経営破綻 ・外貨不足による金融危機に 直面、IMF の支援を受ける。	1997年	5,164	11,176	4.7	46,885	10,389(22.2)
1998年	・IMF の管理体制下で強力な 経済改革を実施。	1998年	3,461	7,355	▲6.9	47,173	10,321(21.9)
1999年	・回復の兆しを見せる。	1999年	4,452	9,438	9.5	47,542	10,321(21.7)
2000年	・下半期から再び後退局面に 入る。	2000年	5,118	10,841	8.5	47,976	10,373(21.6)
2001年	・IMF からの借入金償還を終 了。	2001年	4,820	10,162	3.8	48,289	10,331(21.4)
2002年	・日韓ワールドカップ開催	2002年	5,469	11,499	7.0	48,517	10,280(21.2)
2003年	・盧武鉉政権発足「韓国を北 東アジアの経済中心国家に」	2003年	6,080	12,720	3.1	48,823	10,276(21.0)
2004年	・LCD、自動車産業等の輸出 拡大	2004年	6,809	14,193	4.7	49,052	10,287(21.0)
2005年	・急激なウォン高円安	2005年	7,913	16,413	4.2	49,267	10,297(20.9)
2006年	・不動産高騰と財テクブーム	2006年	8,875	18,401	5.1	48,497	10,043(20.7)
2007年	・1人当たりのGNI2万ドル達 成	2007年	9,699	20,045	5.0	48,456	10,422(21.5)

GNI（国民総所得）はGNPを分配面から見たもので、数値はGNPと等しい。

（資料）企画財政部「主要経済指標」

3 韓国経済の特徴

(1) 輸出主導型の経済構造

資源の少ない韓国では日本同様、加工貿易による輸出主導型の経済構造となっている（輸出依存度 36.7%、2006 年）。特に輸出品の上位を占める電気・電子製品、機械類は、日本から付加価値の高い部品等を調達して加工し、中国、米国、EU 諸国等に輸出しており、輸出が増えると日本からの調達も増えるため、対日貿易赤字が解消されにくい主因となっている。

また、近年は中国との貿易額が急増している。中国への輸出品の上位を占める鉄鋼、自動車、機械等の分野で中国企業のシェアが拡大するなど対中貿易収支は縮小傾向で、2008 年は原油をはじめとする原材料価格の高騰もあり貿易収支の赤字が続いている。

(2) 主要工業製品

生産高世界第 1 位で 35.9%を占める造船、自動車（第 5 位、5.6%）、粗鋼（第 5 位、3.9%）等がある。（2006 年）

また、企業売上高では、金属部門でポスコが世界第 7 位、自動車部門で現代自動車が第 9 位、電子・コンピュータ・半導体部門でサムスン電子が第 5 位、LG が第 9 位となっている。（2006 年）

(3) 財閥の経済支配

高度経済成長期において、経済政策を推進させるため財閥が育成され、現在もなお韓国経済の大部分を占めている。一方、1997 年の金融危機の構造要因にもなったことから、大宇財閥の解体を始め、系列会社の大幅縮減、負債比率の改善命令など政府による財閥改革が強力に推し進められてきた（4 大財閥：サムスン、現代、SK、LG）。

さらに、2003 年 2 月に発足した盧武鉉政権は、政策課題として市場秩序の確立を掲げ、規制緩和や集団訴訟制度（注 1）の導入、相続税・贈与税などの税制改革を柱に財閥改革を進めたが、2008 年 2 月に発足した李明博政権は経済の活性化のため、出資総額制限（注 2）の廃止、金産分離（産業資本による金融資本の所有を制限）や持ち株会社の規制緩和などの財閥規制を緩和する政策を打ち出している。

（注 1）集団訴訟制度 集団の代表が提起した判決の効力を集団が共有する訴訟制度。韓国ではまず証券取引所への不実公示や財務諸表の不正なディスクロージャーなどで損失を被った株主等を救済するため、証券分野で導入された。株主代表訴訟と異なるところは、株主代表訴訟の賠償金は会社に支払われるが、集団訴訟では原告の株主や消費者に支払われる点にある。

（注 2）資産総額 10 兆ウォン以上の企業集団に所属する企業に限り、純資産額の 40%を超えて国内企業に出資することを禁じた制度。

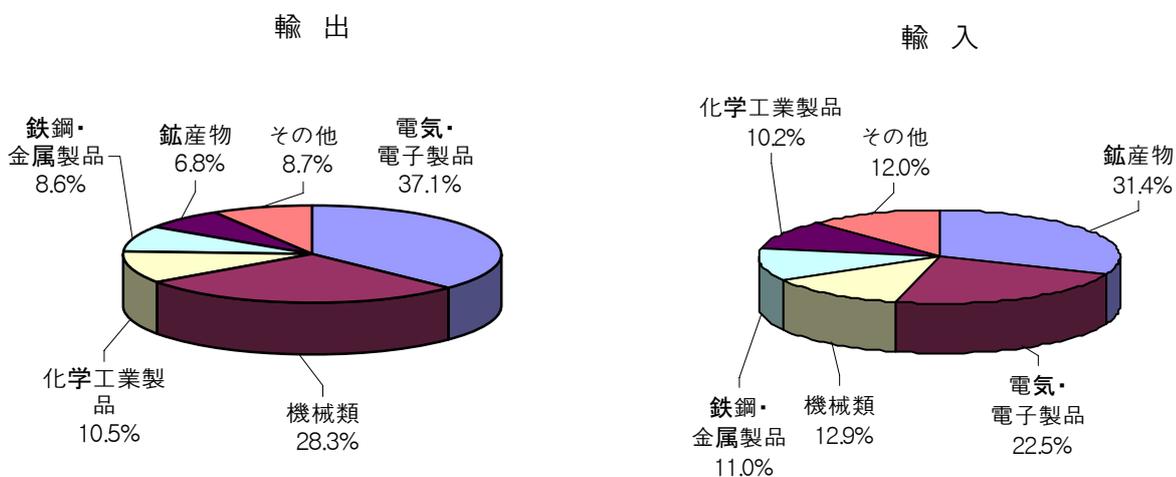
(4) 両極化と若年層の失業率

1997年の金融危機後の経済構造改革により、労働者間（例：正規社員と非正規社員）、企業間（例：大企業と中小企業）、所得階層間（例：高所得者と低所得者）等で両極化が進行し所得格差が広がっており、若年層（15歳～29歳）の失業率は2007年で7.2%と全体の失業率3.2%の2倍以上の高い水準にある。

〈図表 5-3〉 主要貿易品目（2006 年度）

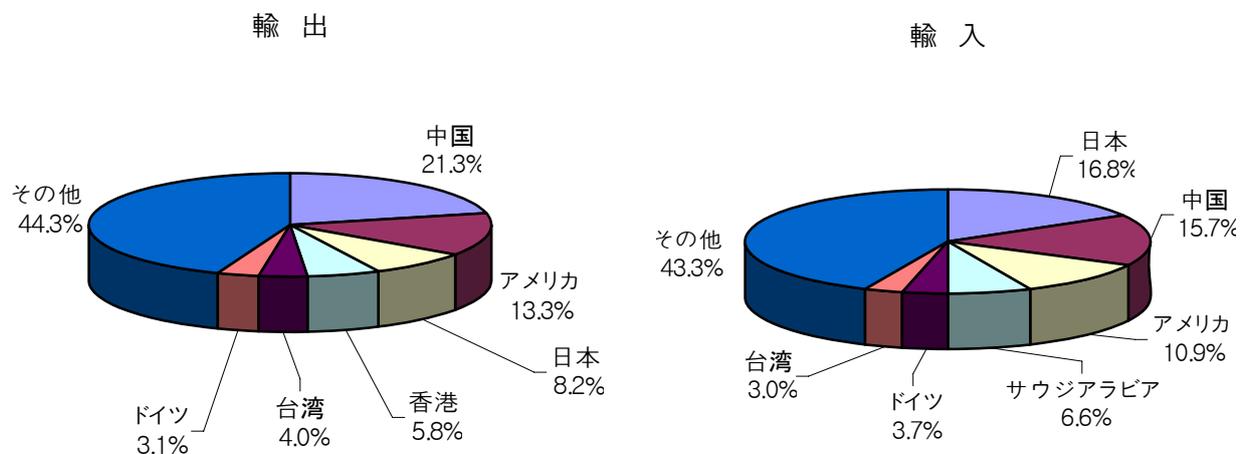
輸出額：3,255 億ドル

輸入額：3,094 億ドル



(資料) JETRO HP

〈図表 5-4〉 主要貿易相手国（2006 年度）



(資料) JETRO HP

4 農 業

2006年の韓国農家人口は330万人、農家数は124万世帯であり、減少傾向にある。65歳以上の高齢者が農家人口に占める割合は約31%であり、今後も増加することが予測されている。韓国では専業農家が占める割合が高く、2006年の統計によると63.0%であった。これは地方への工場立地が日本ほど進んでいないため、兼業が難しく、高齢者が専業で農業を行っているケースが多いことによる。農業生産額でみると、畜産、米、野菜の順となっている。また、営農形態を栽培面積でみると、稲作が最も多く51.4%、次いで野菜17.0%、果樹8.2%の順となっている。

〈図表 5-5〉農家人口と農家数の日韓比較（2006年）

項目		韓国	日本
産業別 就業人口	第一次産業の総数（千人）	1,785	2,720
	第一次産業の占める割合（%）	7.7	4.3
農家人口	総数（千人）	3,304	7,931
	総人口に占める割合（%）	6.8	6.2
	高齢者が占める割合（%）	30.8	31.5
	首都圏に占める割合（%）	14.7	（注）18.0
農家数	総数（千戸、%）	1,245（100.0）	1,881（100.0）
	専業農家数（千戸、%）	785（63.0）	441（23.5）
	第1種兼業農家数（千戸、%）	151（12.1）	263（14.0）
	第2種兼業農家数（千戸、%）	309（24.9）	1,176（62.5）
	首都圏に占める割合（%）	12.2	（注）17.4

（注）「首都圏に占める割合」の日本は2005年の数値

（資料）日本：総務省統計局「日本の統計2008」、農林水産省「農業構造動態調査報告書」（2006）

韓国：農林部（現：農林水産食品部）「農林統計年報2006」「農林業主要統計2007」

〈図表 5-6〉農業生産額

韓国：10億ウォン、日本：億円

	2002	2003	2004	2005	2006	日本 2006
農業総生産額	32,163.7	31,808.7	36,155.5	35,089.9	35,232.4	82,900
食料作物	10,475.5	9,755.2	11,203.3	9,738.3	9,411.8	22,404
うち米	9,556.4	8,835.9	9,963.1	8,536.8	8,405.7	18,146
野菜	6,769.4	7,618.9	7,669.3	6,918.6	7,353.4	20,574
果物	2,582.7	2,348.5	2,941.6	3,081.7	2,970.6	7,570
花卉	784.4	805.5	917.2	994.9	941.1	4,016
その他作物	2,499.8	2,411.0	2,584.2	2,588.2	2,879.2	4,148
畜産	9,051.9	8,869.6	10,839.9	11,767.2	11,676.3	24,188

（資料）農林部（現：農林水産食品部）「農林業主要統計2007」農林水産省「生産農業所得統計」

2006年の食糧自給率は51.6%であり、芋類は100%を超え、米も99.4%と高いが、麦(55.6%)、豆(36.0%)、とうもろこし(3.0%)等は自給率が低い。

また、2002年をピーク(130万t)に増え続けた米の在庫量は、人為的な生産調整や消費量の減少等により、2006年には84万tまで減少している。

〈図表 5-7〉 米生産量の推移

区 分	1990年	1995年	2000年	2004年	2005年	2006年
総生産量(万 t)	561	470	529	500	477	468
10ha当(kg)	451	445	497	504	490	493

(資料) 農林部(現:農林水産食品部)「農林業主要統計 2007」

第6章 国家財政

1 概要

1997年の通貨・金融危機以前は、歳入の大半を税収に依存し国債はほとんど発行していなかった。しかし、IMF指導下の予算編成で不良債権処理や失業対策のため大幅な赤字予算を組んだことから年々急増しており、2007年度末の国債残額は298兆9,000億ウォンを見込んでいる。

一方、歳出面では、防衛費、教育費の比率が高くなっている。防衛費の比率はかつて30%以上であったが、1990年代以降は減少傾向にあるとはいえ依然高い割合を占めている。依然と続く北朝鮮との軍事的緊張関係、1980年代後半まで続いた軍事政権下での明確な富国強兵路線の維持がその背景にある。教育費の比率が高い背景には、資源が乏しい韓国にとっては人的資源が他の国以上に重要な資源であり、これまでの高い経済成長率を維持できた要因でもある。

2 2008年度政府予算

2008年度の政府予算（一般会計）は、前年度当初予算対比11.8%増の174兆9,852億ウォンである。

〈図表6-1〉 2008年度一般会計予算

（単位：億ウォン）

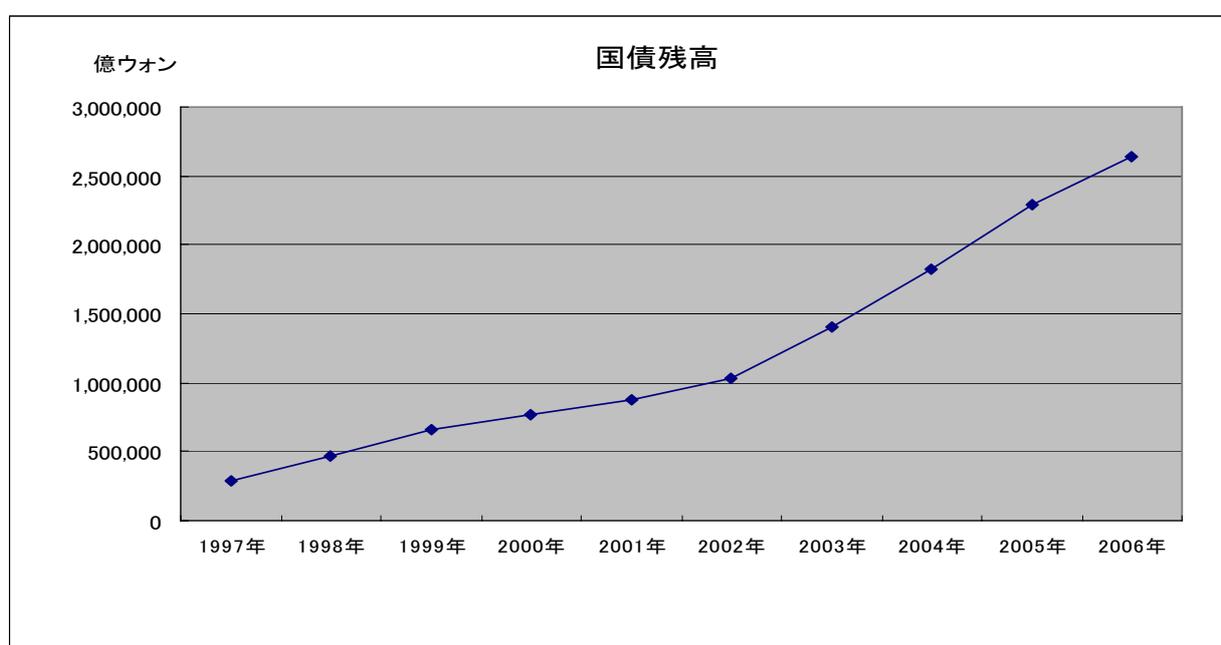
歳 入				歳 出			
区分	金額	構成比 (%)	増減率 (%) 注	区分	金額	構成比 (%)	増減率 (%) 注
合計	1,749,852	100.0	11.8	合計	1,749,852	100.0	11.8
内国税	1,331,709	76.1	13.3	一般行政	383,576	21.9	15.4
関税	72,026	4.1	1.7	公安	110,310	6.3	7.2
交通税	120,355	6.9	6.3	外交	19,598	1.1	14.0
教育税	41,169	2.4	9.9	防衛	268,679	15.4	9.0
総合不動産税	28,695	1.6	51.9	教育	353,190	20.2	15.9
税外収入	155,898	8.9	4.7	文化・観光	15,055	0.9	10.0
国債(再掲)	(74,000)		(▲7.5)	環境保護	18,898	1.1	8.5
その他(再掲)	(81,898)		(18.9)	社会福祉	179,526	10.3	17.7
				保健医療	42,557	2.4	19.1
				農林水産	59,153	3.4	▲18.5
				経済・中小企業支援	35,023	2.0	3.8
				運輸・交通	146,084	8.3	1.8
				通信	8,876	0.5	12.5
				国土開発	61,501	3.5	58.0
				科学技術	24,826	1.4	11.7
				予備費	23,000	1.3	0.0

（注）増減率は2007年度当初予算対比

（資料）企画予算処「2008年度一般会計歳入歳出予算規模」

〈図表 6-2〉 国債残高 (単位：億ウォン)

年	国債残高	対 GDP 比率
1997	285,543	5.8%
1998	466,483	9.6%
1999	658,060	12.4%
2000	763,251	13.2%
2001	877,574	14.1%
2002	1,031,314	15.1%
2003	1,406,331	19.4%
2004	1,829,313	23.5%
2005	2,290,018	28.4%
2006	2,643,174	31.2%



(資料) 企画予算処「年度別国家債務現況」

〈図表 6-3 参考資料〉 国家債務

単位：兆ウォン，会計年度：1997年～2006年実績

指標	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
1. 国家債務(2+3-4)	60.3	80.4	93.6	111.4	122.1	133.6	165.7	203.1	248	282.8
(対 GDP,%)	-12.3	-16.6	-18.6	-19.2	-19.6	-19.5	-22.9	-26.1	-30.6	-33.4
2. 一般会計		9.7	20.1	22.1	24.5	26.4	29.4	31.9	40.9	48.9
3. 公的資金							14.4	29.4	42.4	53.2
4. 外国為替市場安定用	4.2	9	10.8	13.5	14.6	20.7	33.5	51.3	67.1	78.6
5. 国民住宅基金	-16.4	-19	-24	-27.8	-31.7	-34	-36.8	-36.7	-39.7	-43.3
6. その他	39.7	42.7	38.7	48	51.3	52.5	51.6	53.4	57.9	58.8

(企画財政部 HP) <http://www.mpb.go.kr/>

3 国 税

〈図表 6-4〉 税目別国税収入

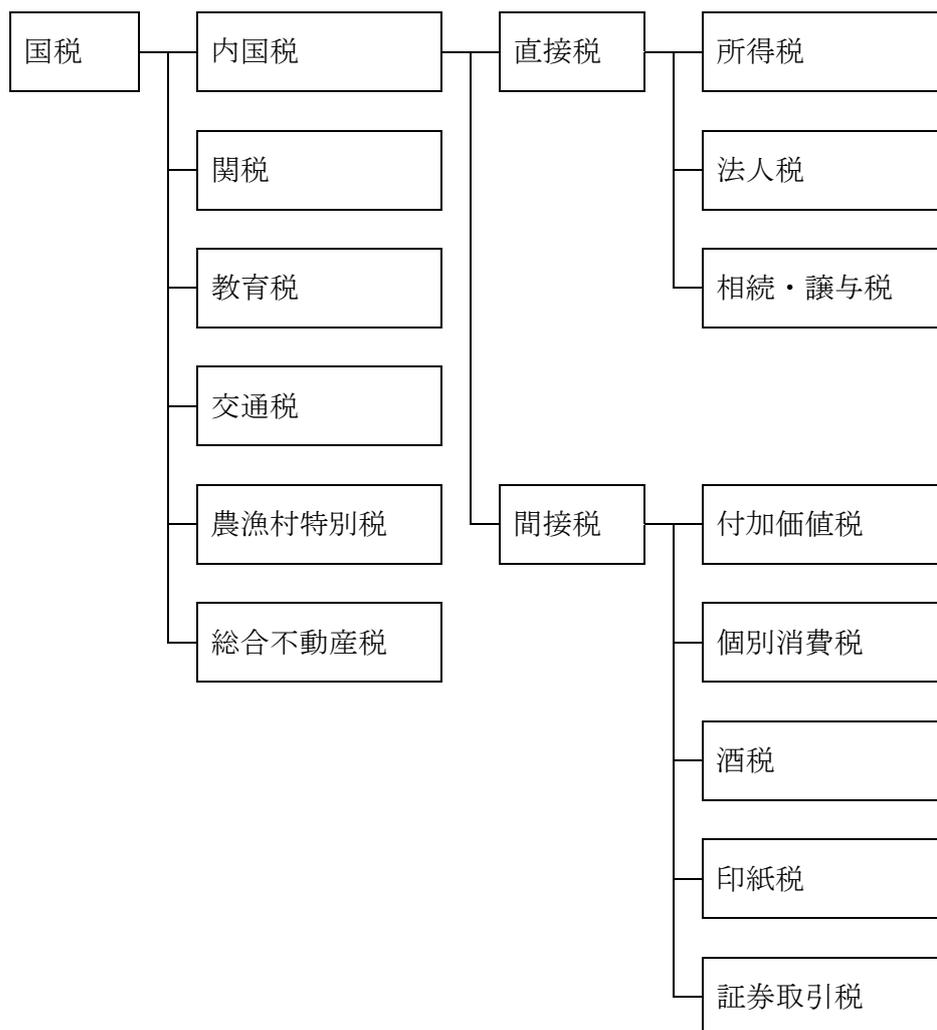
(単位：億ウォン)

区分	2005年	2006年	2007年
国税計	1,270,498	1,353,338	未確定
一般会計計	1,217,347	1,300,388	1,436,318
内国税	1,009,244	1,070,986	1,175,895
所得税	245,076	276,777	327,807
法人税	296,716	268,831	304,957
相続贈与税	18,182	21,983	25,921
資産再評価税	0	0	0
付加価値税	362,245	413,152	411,631
個別消費税 [※]	44,617	44,341	52,041
証券取引税	16,767	18,025	23,244
印紙税	4,943	4,963	5,966
過年度収入	20,698	22,914	24,328
交通税	103,770	117,219	133,240
関税	62,293	65,026	70,840
教育税	35,040	36,957	37,452
防衛税	0	0	0
総合不動産税	7,000	10,200	18,891
特別会計計	53,151	52,950	未確定
酒税	26,681	25,603	〃
農漁村特別税	26,470	27,347	〃

※ 2008年に特別消費税から名称変更

(資料) 企画予算処 HP 「主要財政統計資料」

〈図表 6-5〉 国税体系



第7章 社会

1 鉄道

①鉄道輸送現況

鉄道旅客輸送は2001年に初めて9億人を突破し、2006年には9億6,799万人となった。

〈図表7-1〉鉄道輸送推移（2006年）

鉄道延長	3,380.7 km
旅客輸送	967,999 千名 296,559 人/km
貨物輸送	43,341 千t 14,163 t/km

（建設交通部HP） <http://www.moct.go.kr/>

（参考）鉄道延長3,380.7 km（うち高速鉄道241.9 km、一般鉄道3,138.8 km）

②KTX（Korea Train Express）

1989年5月に京釜超高速鉄道建設プロジェクトが政府決定され、1990年6月、基本計画及び路線（ソウル～天安～大田～大邱～慶州～釜山）が確定した。1992年6月、試験路線が建設着工され、1994年6月には車両をTGVに決定、1999年12月、試験路線にて試験運行が開始された。しかし経済危機に見舞われた1998年7月には、京釜超高速鉄道建設プロジェクトの基本計画が見直され、全線を一度に建設するのではなく、在来線を利用して段階的に建設を進めることとなった。また、1999年12月には、ソウルと木浦を結ぶ湖南線電車化推進計画が樹立された。

第1期は、2004年4月1日に京釜線、湖南線が同時開通した。ソウル～大田～大邱間の新規路線が建設されたが、大邱～釜山間は在来線の電化・改善で対応している。ソウル～釜山間の408.5キロメートルを2時間40分で結び、セマウル号（4時間10分）に比べ38%の時間削減となっている。

高速鉄道列車の名称も「KTX（Korea Train Express）」と決定し、ソウル～釜山間の基準料金は、一般席で4万4,800ウォン（約4,600円）となっている。

第2期は、2004年4月から2010年まで予定されており、大邱～慶州～釜山間に新規路線を建設する。慶州を経由するためソウル～釜山間の距離は在来線を利用した場合より若干長い412キロメー



トルとなるが、所要時間は1時間56分と2時間を切る予定である。なお、2004年4月の開通は予定通りであったが、2010年の全面開通は一旦2008年に繰上げられたものの、工事の遅れなどから2008年には難しい見通しである。

③都市鉄道

韓国の地下鉄は2006年現在ソウル、釜山、大邱、仁川、光州、大田に482.1kmの営業距離を保有する16路線網と韓国鉄道公社が運営する広域電鉄により構成されている。このうち、大田の地下鉄1号線は2006年3月16日に一段階が開通した。

ソウル地下鉄は総延長286.9kmで世界第5位であり、輸送分担率は35.8%(2004年)で、バス(26.2%)より高く、大衆交通手段として位置づけられている。ソウル地下鉄(1~8号線)の年間乗客数は22億6,437万人(2005年)であり、日当りの平均乗客数は620万3,000人であった。

2003年2月18日に大邱の地下鉄で放火事件が起き、300名を超える死傷者が出た。内装材に対する安全基準ができていなかった1997年に建造されたもので、内装材の安全性が、はるかに低かった可能性があり、2000年3月の都市鉄道安全基準制定前に製造された車両の内装を難燃性の高い材質のものと交換するほか、今後製造される車両にはさらに強化された安全基準を適用することが決まった。

2 道 路

①道路建設

韓国の道路総延長距離は2005年末現在10万2,293km、高速道路延長距離は2,968kmである。

〈図表7-2〉道路延長(2005年)

区 分(単位:km)	道路延長 (km)	舗装率 (%)
高速道路	2,968	100.0
一般国道	14,224	97.3
特別・広域市道	17,506	99.4
地方道	17,710	79.0
市・郡道	49,885	60.9
総 計	102,293	76.8

(建設交通部HP) <http://www.moct.go.kr/>

②自動車

韓国では人口100人当たり31.9台の自動車を保有しており、毎年その数は増え続けている(米国67.5台、日本58.6台、ドイツ58.5台、英国51台)。(総務省統計局「2008世界の統計」より)

また、韓国の自動車の平均走行距離は、2006年基準で自家用車の場合、1日平均45.9kmで、他の先進国に比べて長く(英国44km、ドイツ35km、日本27km、※米国52km)車に依存する傾向が強い。

3 港 湾

①港湾現況

2007年の港湾別船舶入港は200,745隻であり2006年の192,583隻と比べると4.2%の増加である。うち、釜山、仁川等の13の主要港湾が、全体の90%を占めている。

また、2007年港湾別の物流量は1,093,480千トンであり、2006年の1,036,843千トンと比べると5.5%の増加である。うち、主要港湾が全体の90.4%を占めている。

〈図表 7-3〉 港湾別船舶入港及び物流量現況(2007年)

区分	港湾別船舶入港現況(隻)			港湾別物流量現況(トン)			
	合計	外港	内港	合計	輸入	輸出	その他
釜山	51,395	28,719	22,676	243,564,954	53,530,488	63,989,174	126,045,292
仁川	21,694	10,006	11,688	138,139,357	76,636,907	19,649,729	41,852,721
平澤	6,419	3,779	2,640	48,092,932	31,609,966	10,497,304	5,985,662
東海	3,289	1,254	2,035	22,168,219	5,588,634	5,529,479	11,050,106
大山	5,612	1,971	3,641	53,515,961	34,573,682	8,504,123	10,438,156
群山	4,265	2,064	2,201	17,685,782	8,639,687	3,907,653	5,138,442
木浦	9,386	1,463	7,923	14,202,826	2,432,458	2,214,574	9,555,794
麗水	5,994	1,001	4,993	8,344,082	1,251,045	1,656,127	5,436,910
光陽	22,295	10,292	12,003	198,189,085	112,118,404	36,344,211	49,726,470
浦項	9,411	3,906	5,505	61,875,145	44,788,899	4,797,472	12,288,774
馬山	10,409	2,432	7,977	13,193,314	1,732,543	4,989,470	6,471,301
蔚山	27,904	11,770	16,134	168,651,699	91,016,568	52,424,960	25,210,171
済州	2,561	268	2,293	2,071,360	69,323	0	2,002,037
その他	20,111	3,777	16,334	103,784,835	42,718,921	1,619,580	59,446,334
計	200,745	82,702	118,043	1,093,479,551	506,707,525	216,123,856	370,648,170

(海運港湾物流情報センターHP <http://www.spidc.go.kr/>)

②経済自由区域

2003年7月1日に施行された「経済自由区域の指定及び運営に関する法律」により経済自由区域に指定された仁川広域市、釜山広域市、光陽市、麗水市にあるそれぞれの主要港湾（仁川港、釜山港、光陽港、麗水港）が、今後、北東アジアの物流の中心港となることが期待されている。また、2007年12月7日に改正された経済自由区域法により、同年12月21日に黄海、大邱・慶尚北道、セマングム・群山の三地域が経済自由区域として追加選定された。（後述の「7 経済自由区域」参照）

4 航 空

(1) 空港

①仁川国際空港

北東アジアのハブ空港をめざして2001年3月29日開港した仁川国際空港は2005年6月末現在、58の航空会社が40カ国122都市に就航しており、2004年の航空機運航回数は1日平均410回（前年比15.0%増加）、1日平均旅客は6万5,984人（前年比21.7%増加）である。

仁川国際空港を利用する旅客中、外国人は約 35%であり、2004 年の乗換乗客は 1 日平均約 7,986 人で、全体利用客の 12.3%を占めている。

〈図表 7 - 4〉 仁川空港運用実績 (2004 年)

区 分	航空機 (台)	乗客 (名)	航空貨物 (トン)
国際線	146,148	23,621,066	2,132,924
国内線	3,628	463,006	520
合 計	149,776	24,084,072	2,133,444
1 日平均	410	65,984	5,829
前年比	115.0%	121.7%	115.8%

(仁川国際空港 HP) <http://www.airport.or.kr/>

②その他の空港

韓国には 17 の空港があり、このうち国際空港は、仁川の他に、金浦、金海、済州、清州、大邱、光州、襄陽の計 8 空港である。

(2) 日韓線の現況

日韓間の航空路線は、1964 年 3 月 17 日に大阪—ソウル便が就航して以来、2008 年現在では国内 24 箇所から 34 路線が運行されている。

2003 年 11 月 30 日には、羽田(東京)—金浦(ソウル)路線をチャータ便として 1 日 4 便が就航し、2008 年 5 月現在、1 日 8 便に増便されている。

〈図表 7-5〉 日韓間の航空路線

(2008年5月現在)

日本側	韓国側	航空会社(就航日)
東京 (成田)	ソウル	JL(64.4.1), KE(68.7.25), JD(88.7.1) (03.4.より JL に統合) NH(88.7.1), OZ(90.1.10), 他に UA, NW, AA 運行
	釜山 済州	JL(67.8.1), KE(79.7.5), 他に NW, AA 運行 KE(85.10.27), JL(07.3.25)
(羽田)	金浦	KE, OZ, NH, JL(03.11.30)
大阪 (関西)	ソウル	KE(64.3.17), JL(64.4.15), NH(94.9.4), OZ(94.9.5)
	大邱	KE(96.2.9 02.5.運休)
	釜山	KE(69.10.7), JL(71.4.2), OZ(95.4.7)
	済州	KE(69.10.7) (済州-釜山-大阪は 81.2.28.直行), OZ(00.3.29、07.11.運休), JL(07.3.25)
名古屋	ソウル	KE(77.10.1), JL(77.10.1), OZ(90.2.8), NH(02.4.18)
	釜山	KE(88.3.27), JL(91.7.)
	済州	KE(88.3.27)
福岡	ソウル	KE(72.4.18), JL(76.9.1), OZ(90.3.6)
	釜山	KE(65.9.1), JL(67.9.2 01.4.運休), OZ(91.11.1)
	済州	OZ(91.5.30), KE(06.3.31 08.1.6.運休)
札幌	ソウル	KE(89.6.2), JL(04.8.1)
	釜山	KE(06.6.1)
新潟	ソウル	KE(79.12.12), JL(04.8.1)
小松	ソウル	JL(79.12.12 06.3.運休、以降 KE との共同運行), KE(06.3.27)
長崎	ソウル	KE(88.12.16 97.6.運休, 99.12.再開, 08.3.30.運休)
仙台	ソウル	OZ(90.4.6)
鹿児島	ソウル	KE(90.5.29), JL(05.8.3)
岡山	ソウル	KE(91.6.3)
広島	ソウル	OZ(91.6.21), JL(91.6.23 06.3.運休), NH(06.3.25)
大分	ソウル	KE(92.4.6 97.6.運休、97.12.再開)
高松	ソウル	OZ(92.4.20)
那覇	ソウル	OZ(92.4.23)
富山	ソウル	OZ(93.4.26)
青森	ソウル	KE(95.4.2)
松山	ソウル	OZ(95.4.4)
福島	ソウル	OZ(99.6.21)
米子	ソウル	OZ(01.4.2)
宮崎	ソウル	OZ(01.4.24 02.6.運休、02.7.再開)
秋田	ソウル	KE(01.10.29)
熊本	ソウル	OZ(03.9.23)
函館	ソウル	KE(06.6.1)
旭川	ソウル	OZ(06.6.8)

JL：日本航空、NH：全日本空輸、JD：日本エアシステム、KE：大韓航空、OZ：アジアナ航空

5 教育

①学校現況

学校数は幼稚園から大学まで合わせて1万9,865校(2007年)である。(特殊学校、放送通信学校等すべて含む。)

幼稚園は、1980年代に乳児教育の公教育化を実現するための国家政策として、政府が農漁村地域小学校に公立併設幼稚園を集中的に設立した結果、飛躍的に増加したが、1995年以降減少している。しかし、この政策の影響は現在も引き続いており、大都市地域では私立幼稚園の比率が高く、反対に地方では公立幼稚園の比率が高い。

小学校は、1985年をピークに減少傾向にあったが、2000年から再び増加の傾向にある。2007年現在、全小学校(5,756校)のうち公立小学校が占める比重が98.4%、私立小学校と国立小学校が占める比重は各々1.3%、0.3%である。

中学校・高校は、1970年代以降、漸進的に増加傾向にある。1970年(中学校1,608校、高校408校)と比べると、2007年現在、中学校は約2倍、高校は約4倍近く増加している。設立類型別に見ると全学校数のうち国・公立中学校は約78%、国・公立高校は55.2%である。

一般高校は増加しているのに対し、専門系高校(実業系高校)は減少傾向にある。1960年代までは経済発展を担う人材輩出のため専門系高校が増加したが、1980年代後半、学歴重視の風潮とも相まって、需要が低下し続けている。このような専門系高校に対する需要減少問題を解決しようと、政府は「実業系高校」から「専門系高校」へと名称を変更し、学校の特性化を図り、専門技術を持つ人材養成を目指している。

大学、専門大学は1980年代初期から1990年代にかけ、急激に増加してきたが(1970年：大学71校、専門大学65校)、専門大学は現在、若干減少傾向にある。

〈図表7-6〉学校・学生・教員の概況(一般学校のみ)

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	専門大学	大学
学校数	8,294	5,756	3,032	1,457	148	175
学生数	541,550	3,829,998	2,063,159	1,347,363	795,519	1,919,504
教員数	33,504	167,182	107,986	83,662	11,685	52,763

資料：教育人的資源部(現：教育科学技術部)、韓国教育開発院「2007年度教育統計年報」

②学生現況

2007年の総生徒・学生数は約1,188万人である。(特殊学校、放送通信学校等すべて含む。)1945年に約145万人であった総生徒・学生数は以後増え続け、1980年には1,000万人を超えた。1990年代に入って若干減少したが1997年から再び増加し、2003年以降は毎年減少している。これは学齢人口の減少に伴う小中学生の大幅な減少が主要因であり、高校、大学などでは進学率向上に伴い、学生数は増えている。

4年制大学の学生数は1990年に100万人を突破し、2007年には約192万人となった。また、2007年度大学院生数は修士課程24万9,016人、博士課程4万7,560人であった。

1学級当たりの生徒数及び教員1人当たりの生徒・学生数は減少傾向にある。1970年

と比較すると小中学校における教員1人当たりの生徒数は50%以上減少した。

〈図表7-7〉1学級当たりの生徒数 (単位：人)

年度	小学校	中学校	高等学校
1970	62.1	62.1	58.2
1980	51.5	62.1	59.8
1990	41.4	50.2	52.8
2007	30.2	34.9	34.3

資料：教育人的資源部（現：教育科学技術部）、韓国教育開発院「2007年度教育統計年報」

〈図表7-8〉教員1人当たりの生徒・学生数 (単位：人)

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	専門大学	大学
学生数	16.2	22.9	19.1	16.1	68.1	36.4

資料：教育人的資源部（現：教育科学技術部）、韓国教育開発院「2007年度教育統計年報」

③教員現況

韓国の2007年の教員数は50万6,682人であった。(特殊学校、放送通信学校等すべて含む。)

幼稚園教員は1965年には1,402人に過ぎなかったが、2007年には3万3,504人と23倍以上増加した。幼稚園教員は29才以下の比率が最も高く、小学校は30代、中学校と高校及び大学では40代の教員が最も高い比率を占めている。

小学校の場合、女性教員の割合が73%と非常に高く、ソウル市では約83%に至っている。

④進学率及び就業率

2004年から全国的に中学校無償義務教育が実施されて以後、小学校卒業者の中学校進学率は100%に近く、中学校卒業者もほとんどが高校に進学している。

〈図表7-9〉学校級別進学率 (単位：%)

	小→中	中→高	一般高→大学	専門系高→大学
2007年度	99.9	99.6	87.1	71.5

資料：教育人的資源部（現：教育科学技術部）、韓国教育開発院「2007年度教育統計年報」

2007年の4年制大学卒業生就業率は60.6%、専門大学卒業生就業率は52.6%であった。また、専門系高校卒業生就業率は20.2%であったが、一般系高校卒業生就業率は0.9%に止まっている。

6 福祉

①社会支出

2003年基準における韓国の社会福祉支出はGDP比7.9%で、OECD国家（スウェーデン31.9%、日本18.4%、アメリカ16.6%）の中でも低い水準にある。（※数字は2006保健福祉白書によるもの。）

②老人福祉

韓国では2000年に65歳以上の高齢者の総人口に占める割合が7.2%となり、高齢化社会に突入した。2007年現在、65歳以上の高齢者は4,810名で総人口の9.9%に達している。韓国統計庁の将来人口推計（2006年）によると、2018年と2026年には高齢者が占める割合がそれぞれ14.3%、20.8%に達し、高齢社会と超高齢社会に到達する見通しである。

18年で高齢化社会から高齢社会へ、その後わずか8年で高齢社会から超高齢社会へ到達するという高齢者人口の急激な増加は、財政的な負担及び生産年齢人口1人当たりの高齢者扶養負担を大きく増加させる。1970年には生産年齢人口17.5人が高齢者1人を負担したが、2007年には7.3人に1人の負担となった。今後2010年には6.6人、2020年には4.6人、2030年には2.7人が高齢者1人を扶養することとなる見通しである。

老齢年金受給者は2001年の60万人から2007年には170万人へと大幅に増加しており、さらに2008年からは、1988年に国民年金制度が導入されて20年が経過し、20年満期を迎える完全老齢年金（満額）受給者が誕生するため、今後も受給者は急増する見通しである。

高齢者人口に対する医療費負担の増加によって、政府の健康保険も危機状況に直面する可能性がある。国民健康保険から支出される高齢者医療費は2001年の3兆1,681億ウォンから2006年には7兆3,931億ウォンへと急増した。

③国民年金

国民年金制度は常時勤労者10人以上の事業所の勤労者と使用者を対象に1988年1月1日から施行された。その後、5人以上の事業所の勤労者と使用者及び郡地域居住者、農・漁民にまで拡大、1999年4月1日からは都市地域居住者にまで拡大され、国民皆年金時代が到来した。国民年金加入者は1,774万人で公的年金加入者の93.4%を占める。

事業所の加入者と事業所の任意継続加入者の年金保険料率は1998年から9%を適用、地域・任意・一般任意継続加入者の年金保険料率は制度施行当初は3%で、2000年7月から毎年1%ずつ上げて調整され、2005年7月からは事業所の加入者と同じく9%が適用されることとなった。年金額は基本年金額と加給年金額を基に算定する。

国民年金基金の積立金は約190兆ウォンであるが、韓国開発研究院の推計によると、現在の9%台の保険率を維持した場合、需給者が急増する2030年代には支出が保険料収入を超過し、2060年頃には枯渇する見通しである。そのため、基金の積立金を安定した水準に維持するためには保険料率を約15%まで引き上げる必要があると推定されてい

る。また、高齢者人口の急速な増加とともに生産年齢人口は減少し、年金受給に支障が生じるものと予想されている。

なお、地域加入者のうち、納付免除者及び保険料の未納者が多いということも問題として指摘されている。納付免除事由としては失業によるものが 71.7%と圧倒的に多く、地域加入者の 54.3%が納付免除者として年金を全く納付していない。国民年金保険料の滞納額総計は 7 兆 2,446 億ウォンで、前年より 34.6%増加しており、毎年拡大している。特に地域加入者の保険料徴収率は 57.3%と低く、滞納額総計のうち地域加入者の未納によるものが 6 兆 978 億ウォンであり、全体の 84.2%を占めている。

(※数字は特に断りのない限りすべて 2006 年基準)

④児童福祉

現在、韓国では急激に少子化が進んでおり、2005 年の合計特殊出生率は 1.08 人を記録し、世界最低水準に落ち込んだ。政府は 2006 年 7 月、「第 1 次低出産・高齢化基本計画」をまとめ、少子・高齢化に対応した社会・経済構造の全般的な改革を行い、児童福祉の充実を図ることにより、出生率の回復を目指している。

〈図表 7-10〉「第 1 次低出産・高齢化基本計画」における児童を対象とした主な施策

	現 行	今後の計画
0～2 歳乳児	<ul style="list-style-type: none"> 満 2 歳児以下対象の民間保育施設への補助金支援 低所得層の未熟児に対する医療費支援 	<ul style="list-style-type: none"> 新生児障害予防検査項目拡大 新生児難聴検査により言語障害予防
0～4 歳乳・幼児	<ul style="list-style-type: none"> 世帯所得に応じた保育・教育費支援 一家庭で 2 人以上の子どもが育児施設を利用する場合、2 番目の子どもから保育・教育費を支援 低所得層が密集している地域及び農漁村などを中心に国公立保育施設を拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 保育・教育費支援対象者を 2009 年までに中産階層まで拡大 子どもが 2 人以上の家庭の保育・教育費支援対象者を中産階層まで拡大、支援金引き上げ
満 5 歳の児童	都市勤労者世帯月平均所得の 90%以下の家庭に対して保育・教育費の全額を支援	保育・教育費の全額を支援対象を 2009 年までに中産階層まで拡大
修学期の児童	放課後の児童保護強化、放課後アカデミーのモデル運営	2007 年から低所得層の子どもに放課後アカデミー無料クーポン配布

女性家族部 2007 年予算のうち保育支援強化に係る予算は 10,435 億ウォンで、2006 年の 7,913 億ウォンから 31.9%増加した。(※2008 年 2 月の政府組織改編により、保育業務は保健福祉家族部へ移管)

政府の保育料支援を受けている児童は、全体の 43%にあたる 41 万人(2006 年)で、主に低所得層の子供である。これまでは都市勤労者世帯月平均所得の 70%以下の家庭が支援対象であったが、2007 年からは月平均所得の 90%以下にまで拡大された。また、都市勤労者世帯月平均所得の 90%以下の家庭が対象であった修学前児童(満 5 歳児)に対する保育料全額支援も都市勤労者世帯月平均所得の 100%以下に拡大された。

⑤男女間の就業格差

2007年の女性の経済活動人口は10,092千人であり、うち就業者数は9,826千人、経済活動参加率は50.2%であった。外貨危機以前の1997年と比較すると就業者数は1,095千人増加した。特に20代の女性においては雇用率が男性に肉薄しており、2006年には女性59.4%、男性61.2%と1.8%差に迫った。しかし、全体的に見ると依然として男女間の就業格差は大きく、OECDの「EMPLOYMENT OUTLOOK 2007」によると、OECD国家平均の女性(15~64歳)就業率が56.8%であるのに対し、韓国は53.1%にとどまっており、反対に、週40時間以上労働する女性が全体の77%を占め、OECD国家中、最も高い割合を示している。また、男女間の賃金格差もOECD国家平均の2倍を超える(2005年基準)など、女性の労働環境は決して良いとは言えない。

また、2008年4月9日に実施された第18代国会議員総選挙では132名の女性候補が出馬し、41名が当選したが、女性当選者の割合は13.7%(前回総選挙時12.7%)で、未だ低い水準にとどまっているといえる。

7 経済自由区域

(1) 制度創設の背景と区域設定

①経済自由区域法

2002年4月、韓国政府が発表した「北東アジアのビジネス中心国家実現案」をもとに、2002年11月「経済自由区域の指定及び運営に関する法律」(以下、経済自由区域法)が国会で可決された。(2003年7月1日施行) 同法により、広範囲な税の優遇措置、労働、環境、医療、教育等の分野での法規制緩和と、国内の他地域と差別化された制度を適用した経済特区(経済自由区域)が指定された。この背景には、中国が目覚ましい経済的発展を遂げている中で、韓国経済が日本と中国の狭間に埋もれてしまうのではないかという危機感があった。また、韓国内でも、製造業の海外移転に伴う空洞化対策が次第に大きな問題になってきている。

このような背景の中で検討されてきた法案であったが、可決までの過程では各方面からの不満も出た。産業界からは、特区内の外国企業のみ各種優遇措置を講じるのは不公平であり、韓国企業の韓国離れ、国内の空洞化を加速させることになるとの意見が表明された。また、労働界からも、労働法上の特例や派遣労働の無制限な許容などの内容が厳しく批判され、一時は法案の通過が危ぶまれる事態となったが、特区指定の条件緩和や、外国人投資企業に対する派遣勤労制の適用対象を専門業種に制限するなど一部修正を施した上で可決に至った。しかし現在も規制緩和が不十分である点や、国内企業に対して逆差別になっているなどの指摘は少なくない。

②経済自由区域指定

2003年8月5日、仁川広域市の松島と永宗島、青蘿地区の約20,947haが、経済自由区域法に基づく初の「経済自由区域」に指定され(仁川経済自由区区域)、さらに2003年10月24日に、釜山広域市及び慶尚南道の鎮海市の約10,426ha(釜山・鎮海経済自由区

域)、全羅南道の麗水市・順天市・光陽市及び慶尚南道の河東郡の光陽湾圏約 8,889ha (光陽湾圏経済自由区域) が追加指定された。

政府は、この 3 特区の役割分担として、仁川は国際空港を中心とした金融・物流・国際業務センターとしての役割を担い、釜山・鎮海と光陽湾圏は中国上海と競争する港湾物流・産業団地として育成し、東北アジアの物流の拠点と、国際業務団地、教育機関、住居団地、観光レジャーのハブを複合的に備えた国際ビジネスの中心地として開発を進める方針を明らかにしている。

(2) 経済自由区域計画の内容

①仁川経済自由区域計画

東北アジア経済中心推進委員会と財政経済部 (現：企画財政部)、仁川広域市は、2003 年 10 月 15 日に「仁川経済自由区域開発案」を発表した。同時に、推進主体として経済自由区域庁が設立された。

仁川経済自由区域は三つの地区に分けて開発が進められている。各地域においてターゲットを定めて開発しており、最終的には日本、中国、ロシアのゲートウェイとして、東北アジアの物流・ビジネス・金融の拠点となるよう開発計画を推進している。

〈図表 7-11〉

	松島地区	永宗地区	青蘿地区
主な機能	国際業務 知識基盤産業	空港支援 港湾物流 国際観光	国際金融 先端レジャー
面積	53.3 km ²	138.3 km ²	17.7 km ²
事業期間	1994～2020	2002～2020	2004～2020
計画人口	25 万人	17 万人	9 万人
主要開発 計画方向	国際業務団地 知識情報産業団地 先端バイオ団地 IT クラスター 国際学術研究団地 仁川新港 (34 船席)	自由貿易地域 物流・先端産業団地 住居団地 龍遊・舞衣観光団地 雲北複合レジャー団地 永宗ハヌル都市	国際金融業務 外国人住居団地 スポーツ・レジャー R&D および先端産業団地 IHP (仁川ハイテクパーク)

3 つの地区の中で、最も革新的な開発を進めている地区は、広大な土地を埋立て開発を進めている松島地区である。

松島地区は米大手不動産投資・開発企業である GALE International が開発を進めている。知識基盤産業の集積地として国際業務、R&D、先端製造業、仁川新港、外国人学校、外国人病院など、国際貿易の拠点都市、知識情報と文化都市を目指し開発を進めており、企業 16 件、総事業費計 310 億ドルの投資実績をもつ。(2006 年現在)

国際業務団地に 2008 年 10 月開館予定である全体敷地面積 102.166 平方メートルの松島コンベンシア (コンベンションセンター) は、The Gale Company とポスコの合弁会社である NSIC が事業者である。国際ビジネスのランドマークを目指す 151 階立ての松島ラン

ドマークシティ（仁川タワー）はPortman コンソーシアム（Portman Holdings, 三星物産、現代建設など）などが事業者となり、経済自由区域計画に沿って開発を進めている。

松島地区は、現在も埋立てを進めており（2008年2月12.7km²完成）、2020年には総53.27km²に達する予定である。

仁川経済自由区域では、経済自由区域法のに基づき、法人税、所得税の減免（3年間100%、その後2年間50%の減免）土地賃貸料減免、労働規制の緩和などの優遇措置を取ることができる。また、外国人投資企業、外国人投資環境改善施設の運営者に国、地方自治体、政府投資機関が所有する土地、工場などの賃貸料を50年の間減免できるとしている。

行政サービスの面では、ドル、ユーロ、円など主要外国通貨を自由に使用できるような金融環境の整備と、行政への申請が一箇所のできるようワン・ストップ行政支援サービス、英語行政書類の受付等英語公用語サービスを提供できるようにしている。また、外国人学校と病院の設立および各種文書の英語での発刊等、外国人の住みよい居住環境づくりも進めている。

②釜山・鎮海経済自由区域計画

1876年、韓国初の国際港として開港した釜山港は、輸出の前進基地であると同時に海洋水産の中心地として、東南経済圏の中心的施設である。韓国の総海上輸出貨物の40%、コンテナ貨物の77%、全国水産物の40%を処理している。釜山港は、特に中国との貨物の国際積換基地として発展し、2000年にはコンテナ物流処理量で世界3位に浮上したが、貨物の増大に港湾整備が追いつかず、現在、背後地が足りない等の問題を抱えている。そして、現在は、上海港、深圳港に抜かれ世界第5位に転落している。

政府が発表した開発案によると、2020年まで釜山広域市・江西区と鎮海市一帯10,426ha（ソウルの約6分の1規模）に7兆7千億ウォンを投入する計画である。釜山・鎮海地域においては、新港湾地域（1,071ha）は港湾と物流を担当する中核地域、釜山・鳴旨地域（1,094ha）は外国人の住居団地と先端生産基地、釜山・智土地域（4,033ha）は機械・自動車関連の企業誘致地域、鎮海・頭洞地域（2,060ha）は経済自由区域の生活中心地、鎮海・熊東地域（2,169ha）はレジャー中心地域として開発される。熊東地区には、官民合同で2,000億ウォンを投じ、132ha規模（観覧席10万席）の「F1カーレース場」を建設し、2009年の国際大会を誘致することとしている。政府は釜山・鎮海特区内に居住する人口を約23万5,000人前後と設定している。

また、釜山及び鎮海経済自由区域の成功のためには港湾・物流基盤施設の拡充が最優先であるため、2011年までに30バースのコンテナ埠頭を開発予定であり、2006年までに6バースが完成した。

釜山・鎮海経済自由区域庁によると、2008年4月現在の外資誘致実績は、先端産業18件（12.9億ドル）、観光レジャー2件（3.6億ドル）、教育1件（0.4億ドル）新港湾建設2件（25.1億ドル）、新港湾物流団地21件（6.2億ドル）である。

③光陽湾圏経済自由区域計画

韓国南西部で工業発展が期待されるこの地域には、8バースのコンテナ埠頭を有する光陽港、製鉄所（光陽）、石油化学工場（麗水）などがあり、また、多島海の秀麗な景観に恵まれている。

政府は、全羅南道の麗水市・順天市・光陽市と慶尚南道の河東郡の8,889haの光陽湾圏経済自由区域を5つの地域に分け、8兆1千億ウォンを投入し、光陽地区（1,289ha）に港湾物流基地を建設、栗村地区（2,813ha）に自動車部品など産業団地の開発、新徳地区（2,546ha）に外国人学校などの誘致、華陽地区（988ha）には国際観光やスポーツ団地の造成、河東地区（1,256ha）に光陽製鉄など関連産業の誘致を推進する計画である。

光陽港のコンテナ埠頭は2011年までに33バースに拡充される。港湾背後敷地330haには国際海運ビジネスセンターが作られる予定である。

光陽湾圏経済自由区域に入居する人口は約22万人規模と見られており、このため、20の小中高校と外国人学校（1,500人規模）を設立し、順天には300病床規模の外国人専用の総合病院も誘致する計画である。

すでに14億ドルの外資誘致を完了した華陽地区には、経済自由区域内で働く外国人企業家のための、ゴルフ練習場、宿泊施設、公園などの施設が集中的に設立される。

（3）その他の経済特区

これまでも、韓国では外国人投資を促進させるために、様々な法的整備を図ってきた。1970年には、「自由貿易地域の指定などに関する法律」（以下、「自由貿易地域法」）を制定した。当該自由貿易地域には、慶尚南道の馬山市をはじめ4地域が指定されており、法人・所得税や財産税、関税等の優遇措置を行っている。また、1998年には「外国人投資促進法」が制定された。忠清南道の天安外国人企業専用団地等6箇所が指定されており、法人・所得税、地方税、関税の優遇措置の他、公有財産貸付け等における優遇措置を行っている。

経済特区ではないが、国内のみならず国境を越えた「超広域経済圏」の構想もある。釜山広域市と日本の福岡市は距離的にも近いと、単一観光圏として連携しながら、経済分野においても協力し合い、互いに発展できるよう、共同事業の推進などについて検討を重ねているところである。

（4）新たな経済自由区域追加選定の意味と課題

経済自由区域の指定は、国がインフラ整備費用を最大で半分負担すること、規制緩和と減・免税などのインセンティブにより外資誘致が期待できるため、2007年の追加選定にあたり、新たに5地域からの申請があった。2007年12月7日に改正された経済自由区域法により、同年12月21日に黄海、大邱・慶尚北道、セマングム・群山の三地域が経済自由区域として追加選定され、2030年にかけて地域開発が行われることになった。今回の経済自由区域の追加は、FTAの推進等グローバル市場開放を迫られている中、多様な分野において韓国全土で規制緩和が必要であること、また、賃金と物価上昇による競争力が低下している中、ITやR&Dセンター等、高付加価値を備えた生産基地を創設することで、地域経

済の競争力を高めることを目的として選定された。

○黄海経済自由区域（京畿道・平澤と忠清南道・唐津港等 10 地区含む一帯）

自動車部品・IT・BT 中心の知識創造型経済特区を育成し、対中国輸出入前進基地および付加価値物流を育成する計画。開発期間 2008 年～2025 年

○大邱・慶尚北道経済自由区域（大邱・慶山・永川・亀尾一帯）

2020 年まで、グローバル知識基盤産業クラスターとして発展させて内陸型経済自由区域のモデルを確立する計画。開発期間 2008 年～2020 年

○セマングム・群山経済自由区域（全羅北道 群山・扶安・セマングム一帯）

2030 年まで知識創造型(自動車、航空、造船など)・環境親和型(新再生エネルギー、バイオ)産業等の未来型新産業と観光レジャー産業のハブを育成する計画。

開発期間 2008 年～2030 年

今回の選定にあたり、開発および外資融資の効率的推進体制の適合性・事業性（敷地確保・他地域との差別性・外国人投資誘致および定住可能性）・事業施行の可能性（財源調達法案・土地利用の計画の適合性・環境的に持続可能な発展の可能性）・波及効果および潜在能力等を評価基準とした。

選定に先立ち、経済自由区域庁を特別地方自治体として設立できるよう経済自由区域法の改正が 2007 年 12 月 7 日に可決された。これにより、これまでは特別自治体の設立は、該当市・道間で規約を定め該当市・道議会の議決を経て行政安全部の承認を受けることが必要だったが、該当自治体の選択により経済自由区域庁を特別自治体とすることができる法的根拠が定められた。

経済自由区域内の外国病院開設においては、外資の法人に限り開設を許可していたが、外国人医者が医療業を目的に設立とすれば外資に限らず一定条件で許可することとした。

また、外国人観光客誘致のため 5 億ドル以上投資など一定条件をそろえた外国人投資企業に対して、外国人専用カジノ開設を許容するなどの規制緩和も進めている。

今回の選定は、規制緩和の全国的拡散と外資誘致促進のための更なる改善を図るテストベッドの役割とともに、経済自由区域の活性化により他地域への経済波及効果が期待されている。

2008 年 5 月現在、李明博政権は新たな経済自由区域活性化方案を打ち出している。そのひとつが、新たに経済自由区域に進出する外国人投資企業に対する法人税と所得税の減免期間を、現行の 5 年から 7 年へ拡大することである。経済自由区域内の外国投資企業に対する法人税と所得税は現在、5 年間減免（3 年間 100%、その後 2 年間 50%）されているが、この制度を個別指定外国人投資地域と同様に、7 年間減免（5 年間 100%、その後 2 年間 50%）するよう拡大し、両域内の租税減免水準を同一にする方針だ。

その他にも、区域内産業団地の地価が競争国に比べ高額のため企業誘致が難しいとの指摘を受け、1 年間の賃貸料を団地造成原価の最低 1 %水準にとどめる外国人投資企業専用

産業団地を造成するとともに、区域内外国人学校の韓国人学生比率規制の廃止、設立費と初期運営費の積極支援、区域内の外国投資企業従事者の出入国の便宜拡大などを推進していく。

また、経済自由区域に対する運営費支援を成果評価を基に全額を段階支援することにし、6つの経済自由区域間に競争環境を作る方針である。

韓国では2004年から連続して外国直接投資が減少傾向にある。その要因は様々であるが、今後いかにして経済自由区域政策の実効性を高めていくかが課題である。

8 観 光

(1) 概 況

外国人の韓国への入国者数は、1997年の398万人から2007年には644万人へ、この10年間で61%・246万人増加しているが、ここ数年は鈍化している。

一方、海外への出国者数は急増している。1989年の海外渡航完全自由化の影響により初めて100万人を突破し、1997年のIMF危機により一度落ち込みはしたものの、1999年から再び右肩上がりが続けている。2007年には1,332万人を記録し、1997年の454万人から340%（878万人）増加した。

〈図表7-12〉 出入国者数及び観光収入額 (単位：人)

	2005年	2006年	2007年
入国者数	6,022,752 (3.5)	6,155,047 (2.2)	6,448,240 (4.8)
出国者数	10,080,143 (14.2)	11,609,879 (15.2)	13,324,977 (14.8)
観光収入(百万ドル)	5,793.0 (-4.3)	5,759.8 (-0.6)	5,750.1 (-0.2)

() 内の数字は前年比 (%)

資料：韓国観光公社

(2) 国別・国籍別の出入国者数

韓国への入国者数が最も多いのは日本で、全体の3割以上を占めているが、韓流ブームの衰えや、円安ウォン高等の影響によりここ数年は減少傾向にある。

韓国へ入国する外国人の大多数が観光目的であり、2006年は観光70.9%、商用5.1%、公用0.6%、その他23.4%であった。(韓国観光公社調べ)

韓国人の訪問先として最も多いのは中国であり、全体の35.8%を占めており、次いで日本が19.5%となっている(2007年)。韓国人の日本訪問者数は、2005年の愛知万博開催に当たり実施され始めたノービザ化やウォン高円安基調等により急増し、2007年には初めて日本人の韓国訪問者数を上回った。

〈図表 7—13〉 韓国人の国別訪問者数の推移

年	2005	2006	2007			
			増減率	増減率	シェア	
中国	3,541	3,924	10.8%	4,777	21.7%	35.8%
日本	1,747	2,117	21.2%	2,601	22.9%	19.5%
タイ	816	1,093	33.9%	1,084	▲0.8%	8.1%
米国	705	758	7.5%	806	6.3%	6.0%
香港	642	719	12.0%	876	21.8%	6.6%
シンガポール	364	455	25.0%	464	2.0%	3.5%
フィリピン	489	582	19.0%	653	12.2%	4.9%
ベトナム	317	422	33.1%	486	15.2%	3.6%
全体	10,080	11,610	15.2%	13,325	14.8%	100.0%

〈図表 7—14〉 韓国への国籍別入国者数の推移

(単位：千人)

年	2005	2006	2007			
			増減率	増減率	シェア	
日本	2,440	2,339	▲4.1%	2,236	▲4.4%	34.7%
中国	710	897	26.3%	1,069	19.2%	16.6%
米国	531	556	4.7%	587	5.6%	9.1%
台湾	351	338	▲3.7%	335	▲0.9%	5.2%
フィリピン	223	248	11.2%	264	6.5%	4.1%
タイ	113	129	14.2%	147	14.0%	2.3%
香港	166	143	▲13.9%	140	▲2.1%	2.2%
ロシア	144	145	0.7%	140	▲3.4%	2.2%
全体	6,023	6,155	2.2%	6,448	4.8%	100.0%

資料：韓国観光公社

9 国土構想

(1) 新国土構想 5 大戦略

盧武鉉大統領の諮問機関である国家均衡発展委員会は 2004 年 1 月 29 日、2020 年を目指した「新国土構想 5 大戦略」と「7 大課題」を発表した。国民所得 2 万ドルの達成を前倒しし、第 2 の国家跳躍を目指す一大プロジェクトと銘打っており、成功すると向こう 10 年間に年平均 6.6% の経済成長、2012 年に国民所得 2 万ドル達成、2020 年に国民所得 3 万 3,000 ドル達成が見込まれるとされた。

①戦略の中身

5大戦略は、▼革新型国土構築▼多核型国土建設▼ネットワーク型国土形成▼持続可能型国土管理▼グローバル型国土経営の5つで、「革新型国土構築」では自治体、地方大学、シンクタンク、企業、非政府組織（NGO）、地域マスコミなどが緊密な協力関係を築いて地方革新体系を構築し、各地方の戦略産業の集中育成などを進めていく。また既存の産業団地もクラスター化していく。

「多核型国土建設」では、新行政首都建設と公共機関の地方移転など、積極的な地方分散を進め、ソウルへの一極集中を緩和し、地域別に特化した発展をはかる。

②7大課題

5大戦略の実現に向けては、▼産業団地のクラスター化▼地域革新体系の構築と地域間の関係発展▼農漁村の革新▼国家プロジェクトの地方分散推進とインフラ拡充▼環境型国土管理▼開発拠点の拡充と広域開発ベルトの造成▼新国土構想関連計画の整備と推進の7つを課題として提示した。

こうした課題の推進により、ソウルは金融と国際業務、釜山は物流と部品・素材、大邱は繊維と電子など、地方ごとに産業の特化を進めていく。併せて、仁川空港、釜山港、光陽港の早期拡充と、高速鉄道の建設・駅周辺の開発、経済自由区域の開発などを進め、外国人投資の環境改善なども行っていく。

(2) 行政首都移転に係る憲法訴訟について

①行政首都移転の背景及びこれまでの経緯

韓国においては、首都圏への経済や人口等の集中化が顕著で、世界的に類例を見ないほど深刻な水準である。面積が国土の11.8%に過ぎない首都圏に全国の経済力の約半分(47.7%)が集中しており、人口についても、全国の人口の47.2%が首都圏に集中している。これに対して、韓国ではこれまで「首都圏への集中を抑制する」という消極的な政策で対応してきた。

2003年12月29日、盧武鉉政府が最大の国政課題の一つに掲げている「新行政首都建設のための特別措置法」、「国家均衡発展特別法」、「地方分権特別法」から成る国家均衡発展のための3大立法が国会で可決され、首都圏への一極集中の是正と地方の自立に向けた法的基盤が整った。これによると、新行政首都は、2007年末に着工し、2012年から大統領府と中央行政機関が段階的に移転する予定とした。

2004年6月15日、新行政首都建設推進委員会は新行政首都の候補地として①忠清北道 鎮川(チンチョン)・陰城(ウムン)、②忠清南道 天安(チョンアン)、③忠清南道 公州(ゴンジュ)・燕岐(ヨンギ)、④忠清南道 論山(ロンサン)の4か所を選定し、8月11日、4つの候補地の中で最も高い点数を獲得した公州・燕岐を新行政首都の立地として最終的に決定した。

②憲法訴訟及び自治体の反応

このような中、7月12日、ソウル市議員50人をはじめ、大学教授、企業家、商工業

者、専門職従事者など 169 人で構成される請求人団が、「新行政首都建設特別法」の違憲判決を求める憲法訴願及び新行政首都建設推進委員会の活動を停止させるための仮処分申請を憲法裁判所に提出した。

請求書の内容は、「重大な事案が国民投票なしに強行され、国民投票権を侵害された。」
「国民の合意なしに莫大な税金を首都移転費用に使用することで納税者としての権利と財産権を侵害された。」
「公聴会や聴聞会による国民意見の聴取手続きが無視され、首都移転によりソウル市の公務員の地位と権利などが侵害された。」
「特別法で首都移転地域を忠清圏に決めたことも他の地域住民の平等権を侵害した。」というものである。

一方政府は、建設交通部（現：国土海洋部）次官を班長とする「憲法訴願対策班」を構成し、「請求人らは憲法訴願を提起するための、基本権が現在、直接的に侵害されているなどの要件を欠いている。」
「特別法の制定は大統領の統治行為に該当し、大統領の裁量事項であるため、司法的審査対象にはなり得ない。」との立場である。

首都圏自治体の反応としては、盧武鉉大統領の候補時代の首都移転に関する国民投票実施発言による波紋も広がっており、ソウル市長と京畿道知事は相次いで新行政首都建設に関する国民投票の実施を要求するなど、反発を強めた。また、9月14日、ソウル市は憲法訴訟に関連し、憲法裁判所に意見書を提出した。

③憲法訴訟の判定及びその影響

憲法裁判所は 21 日、新行政首都建設特別法は違憲だという判定を下した。

これを受け、新行政首都建設特別法は当日付で効力を失うことになり、新行政首都建設推進委員会の活動は全面的に中断される。憲法裁判所は、首都移転問題は憲法改正、または国民投票を通じて決定すべき事項であるにも関わらず、このような手続きを経なかったと、その理由を挙げた。また、決定文で、「ソウルが首都だということは憲法上、明文の条項があるわけではないが、朝鮮王朝以来、600 年間余にわたって長い慣習によって形成された慣行であるため、慣習憲法として成立した不文憲法に当たる」とした。

(3) 行政中心複合都市建設

盧武鉉大統領は、同年 10 月 25 日の施政方針で憲法裁決定の効力は否定しないが国家均衡発展戦略はどのような形であれ進めていく考えを強調し、「新行政首都建設のための特別措置法違憲決定に伴う後続対策委員会」（以下、「新行政首都後続対策委員会」という。）及び実務機構となる企画団を総理室内に設置した。

新行政首都後続対策委員会は、12 月 27 日、国会新行政首都特別委員会に行政首都白紙化に伴う代案として、①青瓦台を除くほとんどの官庁が移転する「行政特別市」、②青瓦台と外交安保関連官庁を除く官庁が移転する「行政中心都市」、③教育・科学技術関連官庁が移転する「教育科学研究都市」の 3 案を報告した。

2005 年 3 月 2 日、「燕岐・公州地域の行政中心複合都市建設に向けた特別法」（行政都市特別法）が国会で成立した。

移転するのは、統一部、外交通商部、国防部、法務部、文化観光部、女性部の 6 部（計

画当初の名称)と警察庁を除く12部4処2庁で、青瓦台、国会、最高裁判所はソウルに残ることになる。

2006年1月、建設業務を効率的に推進するため、移転先の燕岐・公州地域に建設交通部長官所属の下、「行政中心複合都市建設庁」が設置され、6月には、事業施行者である韓国土地公社が作成した、都市建設事業推進のための実施計画と地区単位計画を承認した。

2007年7月、韓国土地公社は、行政中心複合都市の造成に着手し、2012年から順次中央省庁が移転する予定である。

なお、行政都市特別法には、行政中心複合都市建設に関連する国庫負担限度額は8兆5千億ウォンと明示してある。

中央省庁等の移転計画

	部処数	機関及び省庁の名称 (計画当初の名称)
行政中心複合都市へ移転	12部	財政經濟部、教育人的資源部、文化観光部、科学技術部、農林部、産業資源部、情報通信部、保健福祉部、環境部、労働部、建設交通部、海洋水産部
	4処	企画予算処、国家報勲処、国政公報処、法制処
	2庁	消防防災庁、国税庁
移転しない	3機関 6部	青瓦台 (大統領府)、国会、大法院 (最高裁判所) 統一部、外交部、国防部、法務部、行政自治部、女性部

(4) 革新都市の建設 (公共機関の地方移転)

革新都市とは、公共機関及び産・学・研・官が緊密に相互協力できる最適な革新環境と住居・教育・文化など水準の高い定住環境を備えた新しい次元の未来型都市のことである。

2005年3月に成立した「行政都市特別法」により省庁移転を決定した政府は、2005年6月24日、閣議決定を経て176の公共機関を地方に移転させると発表した。首都圏にある346の公共機関のうち176の機関を地方に移転させるもので、省庁移転が忠清南道公州市・燕岐郡地域へ移転をするのに対し、公共機関の地方移転は首都圏と大田(デジョン)市を除く12の広域市と道に分散配置されるものである。

政府は、全国で10の都市を選定し革新都市を建設する計画であり、2007年9月に済州道で最初の着工式が行われた。2012年までには移転を完了させるとしている。

2008年7月現在、国家均衡発展委員会の審議を経て、180の公共機関(行政中心複合都市に移転する40の機関を含む。)を移転対象機関として選定している。(国土海洋部HP)

公共機関の市・道（広域団体）への移転計画一覧

（2008年7月現在）

市・道名		公共機関名
フサン 釜山市 (13)	海洋水産 金融産業 映画振興など	韓国資産管理公社（幹事機関）、韓国海洋研究院、韓国海洋水産開発院、国立海洋調査院、国立水産物品質検査院、韓国住宅金融公社、証券預託決済院、大韓住宅保証（株）、映画振興委員会、映像物等級委員会、韓国南部発電（株）、韓国青少年相談院、ゲーム物等級委員会
テグ 大邱市 (12)	産業振興 教育・学術振興 ガス産業など	韓国ガス公社（幹事機関）、韓国産業技術評価院、韓国産業団地公団、信用保証基金、韓国学術振興財団、韓国私学振興財団、教育人的資源研修院、韓国教育学術情報院、韓国電算院、韓国鑑定院、中央 119 救助隊、中央身体検査所
クァンジュ 光州市 (3)	電力産業	韓国電力公社（幹事機関）、韓電起工（株）、韓国電力取引所
ウルサン 蔚山市 (11)	エネルギー産業 勤労福祉 産業安全など	勤労福祉公団（幹事機関）、韓国石油公社、エネルギー管理公団、エネルギー経済研究院、韓国東西発電（株）、韓国産業安全公団、韓国産業人材公団、労災医療管理院、労働部総合相談センター、運転免許試験管理団、国立防災研究所
カンウォン 江原道 (13)	鉱業振興 健康生命 観光など	大韓鉱業振興公社（幹事機関）、道路交通安全管理公団、大韓石炭公社、石炭産業合理化事業団、国民健康保険公団、健保審査評価院、大韓赤十字社、韓国報勲福祉医療公団、韓国観光公社、国立公園管理公団、山林航空管理所、国立科学捜査研究所、韓国地方行政研究院
チュンチョンブク 忠清北道 (12) (16)※1	情報通信 人材開発 科学技術など	韓国ガス安全公社（幹事機関）、情報通信政策研究院、韓国ソフトウェア振興院、韓国インターネット振興院、韓国教育開発院、韓国教育課程評価院、中央公務員教育院、法務研修院、韓国労働教育院、韓国消費者保護院、技術標準院、韓国科学技術企画評価院 ※1 疾病管理本部、国立毒性研究院、韓国保健産業振興院など
チュルラプク 全羅北道 (14)	国土開発管理 農業生命 食品研究など	韓国土地公社（幹事機関）、大韓地籍公社、農業科学技術院、農業生命工学研究院、農業工学研究所、農村振興庁、園芸研究所、作物科学院、畜産研究所、韓国農業専門学校、韓国電気安全公社、自治人材開発院、韓国刊行物倫理委員会、韓国食品研究院
チュルラナム 全羅南道 (15)	情報通信 農業基盤 文化芸術など	韓国農村公社（幹事機関）、情報通信部知識情報センター、韓国情報保護振興院、電波研究所、韓国電波振興院、プログラム審議調停委員会、韓国農村経済研究院、農業研修院、韓国文化芸術振興院、韓国文化コンテンツ振興院、著作権審議調停委員会、韓電 KDN（株）、海洋警察学校、私立学校教職員年金管理公団、農水産物流通公社
キョンサンブク 慶尚北道 (13)	道路交通 農業技術革新 電力技術など	韓国道路公社（幹事機関）、（株）韓国建設管理公社、交通安全公団、国立農産物品質管理院、国立獣医科学検疫院、国立植物検疫所、国立種子管理所、韓国電力技術（株）、調達庁中央補給廠、情報通信部調達事務所、大韓法律救助公団、韓国更生保護公団、気象通信所
キョンサンナム 慶尚南道 (12)	住宅建設 中小企業振興 国民年金など	大韓住宅公社（幹事機関）、住宅管理公団（株）、韓国施設安全技術公団、中小企業振興公団、産業技術試験院、窯業技術院、韓国電子取引振興院、国民年金管理公団、韓国南東発電（株）、韓国昇降機安全管理院、国防品質管理所、中央関税分析所
チェジュ 濟州道 (9)	国際交流 教育研究 国際管理など	韓国情報文化振興院（幹事機関）、韓国国際交流財団、在外同胞財団、建設交通人材開発院、国税公務員教育院、公務員年金管理公団、国税庁技術研究所、国税総合相談センター、気象研究所
チュンチョンナム 忠清南道 (6) (8)※2		韓国西部発電（株）（幹事機関）、韓国中部発電（株）、国防大学、警察大学、関税国境管理研修院、警察捜査研修院 ※2 警察総合学校、国立特殊教育院
その他 (1)		韓国水力原子力（株） ※ 中低レベル放射性廃棄物処分施設の誘致地域に配置

※1 忠清北道五松^{オソン}にすでに移転推進中の4機関を含む

※2 忠清南道牙山^{アサン}にすでに移転推進中の2機関を含む

* 行政中心複合都市に移転する機関は未表記（40機関）

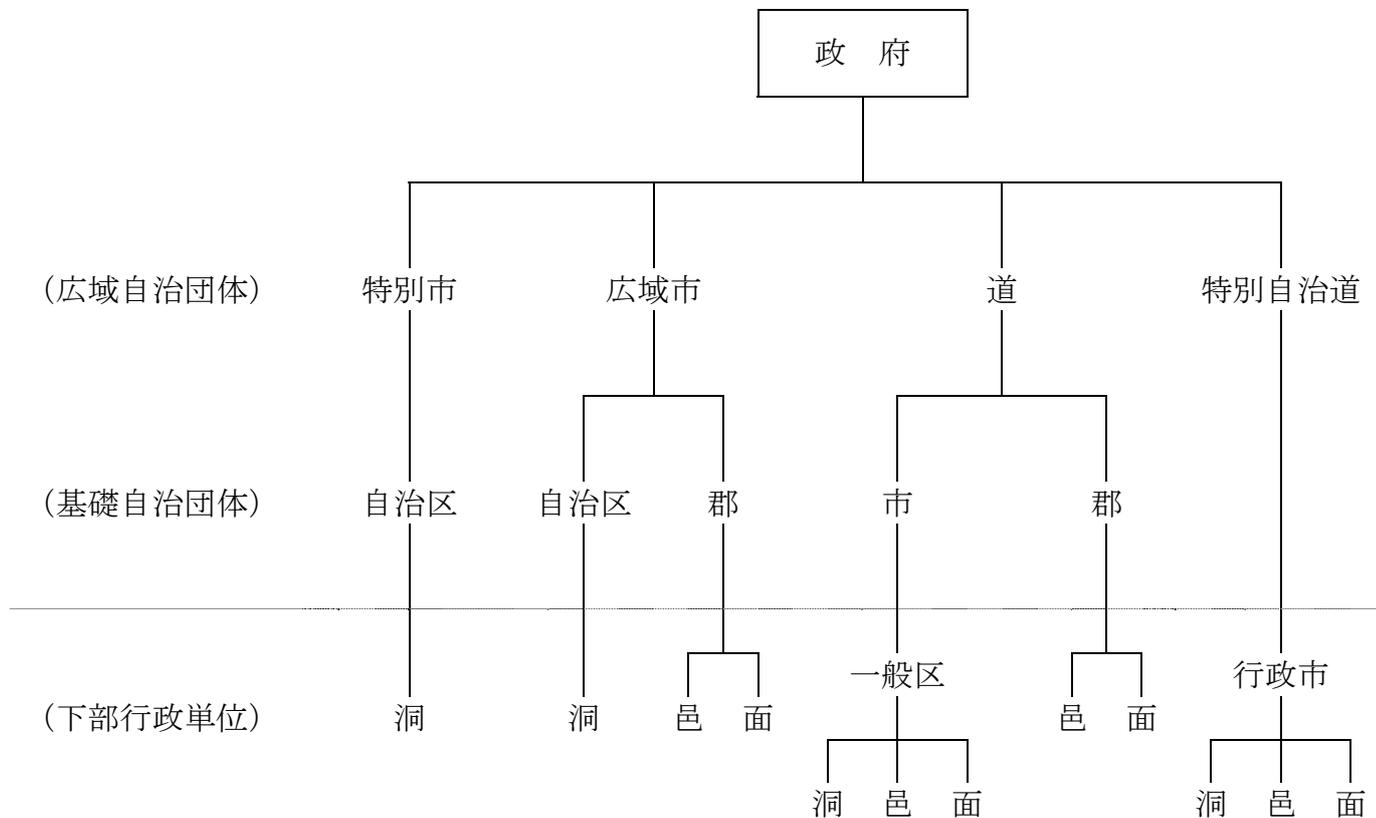
（国土海洋部 HP）

第8章 地方自治

1 地方行政制度の階層

地方行政制度は、以下のように3階層になっている。

〈図表 8-1〉



* 広域自治団体：日本の都道府県に相当(全 16 団体)(特別市・広域市・道・特別自治道が広域自治団体として同等の権限をもつ。)

* 基礎自治団体：日本の市町村に相当

(2008年1月1日現在、75市86郡69自治区の計230団体)

2 行政区域別人口、面積他

〈図表 8-2〉

広域自治 団体名	道庁 所在地	基礎自治団体				行政市・自治区 でない区			邑・面・洞			人口 (名)	面積 (km ²)
		計	市	郡	区	市	区	計	邑	面	洞		
ソウル 特別市		25			25			497			497	10,192,710	605
釜山 広域市		16		1	15			218	2	3	213	3,587,439	766
大邱 広域市		8		1	7			143	3	6	134	2,493,261	884
仁川 広域市		10		2	8			143	1	19	123	2,664,576	1,007
光州 広域市		5			5			91			91	1,413,444	501
大田 広域市		5			5			81			81	1,475,659	540
蔚山 広域市		5		1	4			58	4	8	46	1,099,995	1,057
京畿道	水原市	31	27	4			20	535	31	111	393	11,106,211	10,184
江原道	春川市	18	7	11				193	24	95	74	1,503,806	16,874
忠清北道	清州市	12	3	9			2	154	14	89	51	1,506,608	7,432
忠清南道	大田 広域市	16	7	9				212	24	147	41	1,995,531	8,600
全羅北道	全州市	14	6	8			2	244	14	145	85	1,862,277	8,063
全羅南道	務安郡	22	5	17				295	31	198	66	1,929,836	12,121
慶尚北道	大邱 広域市	23	10	13			2	338	36	202	100	2,681,364	19,026
慶尚南道	昌原市	20	10	10				317	21	177	119	3,196,953	10,524
済州 特別自治道		0					2	43	7	5	31	559,258	1,848

〈行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況(2008.1.1現在)」〉

3 地方自治団体の事務及び国等との関係

○固有事務：地方自治団体設立の本来の目的に該当する、住民の福祉増進を進めるための自治的な事務。(住宅、上下水道、医療、環境、福祉施設等)

○委任事務：国家または上級自治団体から委任を受けて、地方自治団体はその委任者の統制下において執行する事務。(戸籍、兵役、国会議員選挙、伝染病、失業対策等)

団体委任事務(自治体自体に委任)

機関委任事務(長などの機関に委任)

i) 地方自治団体の事務範囲(地方自治法《以下、地自法とする》第9条)

- ・地方自治団体の区域・組織及び行政管理等に関する事務(11項目)
- ・住民の福祉増進に関する事務(10項目)
- ・農林、商工業等の産業振興に関する事務(14項目)
- ・地域開発及び住民の生活環境施設の設置・管理に関する事務(15項目)
- ・教育、体育、文化、芸術の振興に関する事務(5項目)
- ・地域民防衛及び消防に関する事務(2項目)

ii) 地方自治団体の種類別事務配分基準(地自法第10条)

- ・特別市／広域市／道(広域自治団体)

広域的・統一的事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体の独自での処理が困難な事務等

- ・市／郡／自治区(基礎自治団体)

広域自治団体が処理する以外の事務

- ・人口50万人以上の市に対する特例認定

機構職制の設置及び廃止に関する権限(係の設置・廃止・調整等)等

iii) 国などの指導・監督

地方自治の運営に関しては、一定の指導・監督を国等が行なえる

(助言・勧告・報告受理・承認・指定・是正命令・取り消し・監督・提訴等)

〈図表 8-3〉

対 象	指導・監督権者
広域自治団体	行政安全部長官(国)
基礎自治団体	広域自治団体長(広域自治団体)…第1次的 行政安全部長官(国) …第2次的
国家事務	行政安全部長官(国)

4 公務員の状況

〈図表 8-4〉

(○は該当するもの、×は該当しないもの)

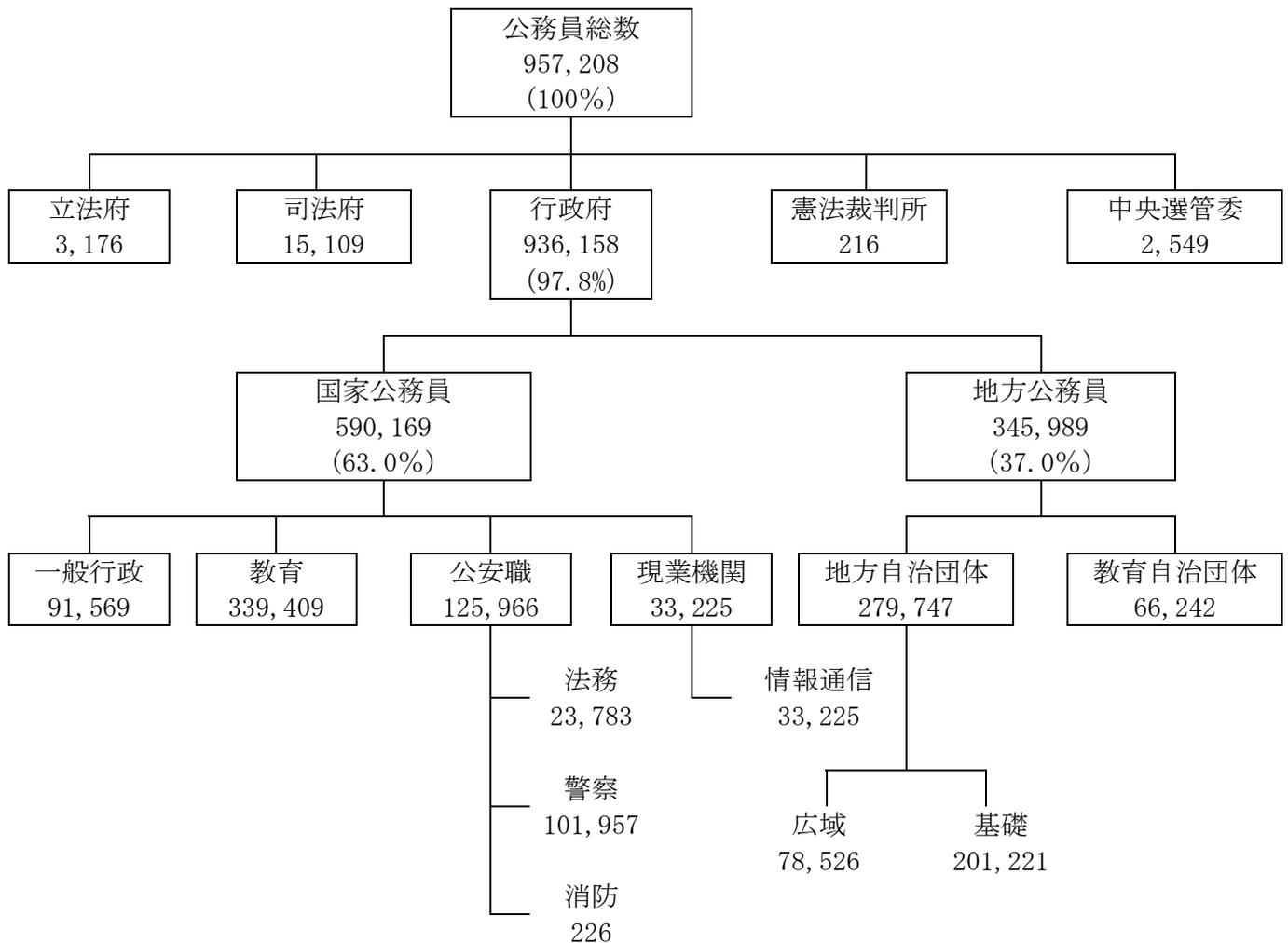
項 目		国家公務員	地方公務員
勤 務 機 関	立法機関(3,176名)	○	×
	司法機関(15,109名)	○	×
	警 察(101,957名)	○	×
	教 師(339,409名)	○	×
	国家行政機関(151,568名)	○	×
	地方行政機関(345,989名)	○(※一部のみ)	○
適用法令		国家公務員法	地方公務員法

※特別市・広域市・道、市・郡、農村指導所、消防署

※行政自治部(現:行政安全部)『2007 行政自治統計年鑑』(2006年12月31日現在)

〈図表 8-5〉 分野別公務員定員 (2006年12月31日現在)

(単位:人)



(資料) 行政自治部(現:行政安全部)『2007 行政自治統計年鑑』

5 地方財政の状況

(1) 歳入財源別予算規模 (2006年度 最終純計予算)

〈図表 8-6〉 (単位：億ウォン)

区分	金額	構成比
自主財源計	696,350	60.3%
地方税	380,712	33.0%
税外収入	315,638	27.3%
依存財源計	420,282	36.4%
地方交付税	209,278	18.1%
補助金	211,004	18.3%
地方債	38,091	3.3%
合計	1,154,722	100%

(資料) 行政自治部 (現:行政安全部) 「2007年度地方自治団体予算概要」

(2) 地方自治団体別予算規模 (2006年度 最終純計予算)

〈図表 8-7〉

(単位：億ウォン)

名称	金額	構成比	内 訳	
			一般会計	特別会計
ソウル特別市	171,509	14.9%	132,743	38,766
釜山広域市	64,313	5.6%	43,012	21,301
大邱広域市	39,457	3.4%	29,760	9,697
仁川広域市	51,931	4.5%	34,491	17,440
光州広域市	24,716	2.1%	17,627	7,089
大田広域市	24,446	2.1%	17,424	7,021
蔚山広域市	20,503	1.8%	16,506	3,997
京畿道	230,640	20.0%	165,855	64,785
江原道	75,430	6.5%	67,388	8,043
忠清北道	45,899	4.0%	38,295	7,603
忠清南道	66,992	5.8%	52,365	14,628
全羅北道	58,005	5.0%	49,403	8,602
全羅南道	81,774	7.1%	67,465	14,308
慶尚北道	84,852	7.3%	72,248	12,604
慶尚南道	93,009	8.1%	77,551	15,458
済州特別自治道	21,246	1.8%	17,100	4,146
合計	1,154,722	100.0%	899,233	255,488

(資料) 行政自治部 (現:行政安全部) 「2007行政自治統計年鑑」

(3) 財政自立度 (2008 年度)

〈図表 8—8〉

(単位：%)

区分	全国	特別・広域市	道	市	郡	自治区
平均	53.9	63.6	27.9	36.6	16.6	33.9
最高 (団体名)	—	85.7 ソウル市	66.1 京畿道	74.0 京畿 城南市	56.9 蔚山 蔚州郡	86.0 ソウル 中区
最低 (団体名)	—	47.8 光州市	11.0 全羅南道	10.8 慶北 尚州市	6.4 全南 莞島郡	13.0 釜山 影島区

※算出方式：(地方税+税外収入)/(一般会計総計予算規模)×100

(資料) 行政安全部「2008 年度地方自治体財政自立度及び財政自主度現況」

(4) 地方予算規模変動推移

〈図表 8—9〉

(単位：億ウォン)

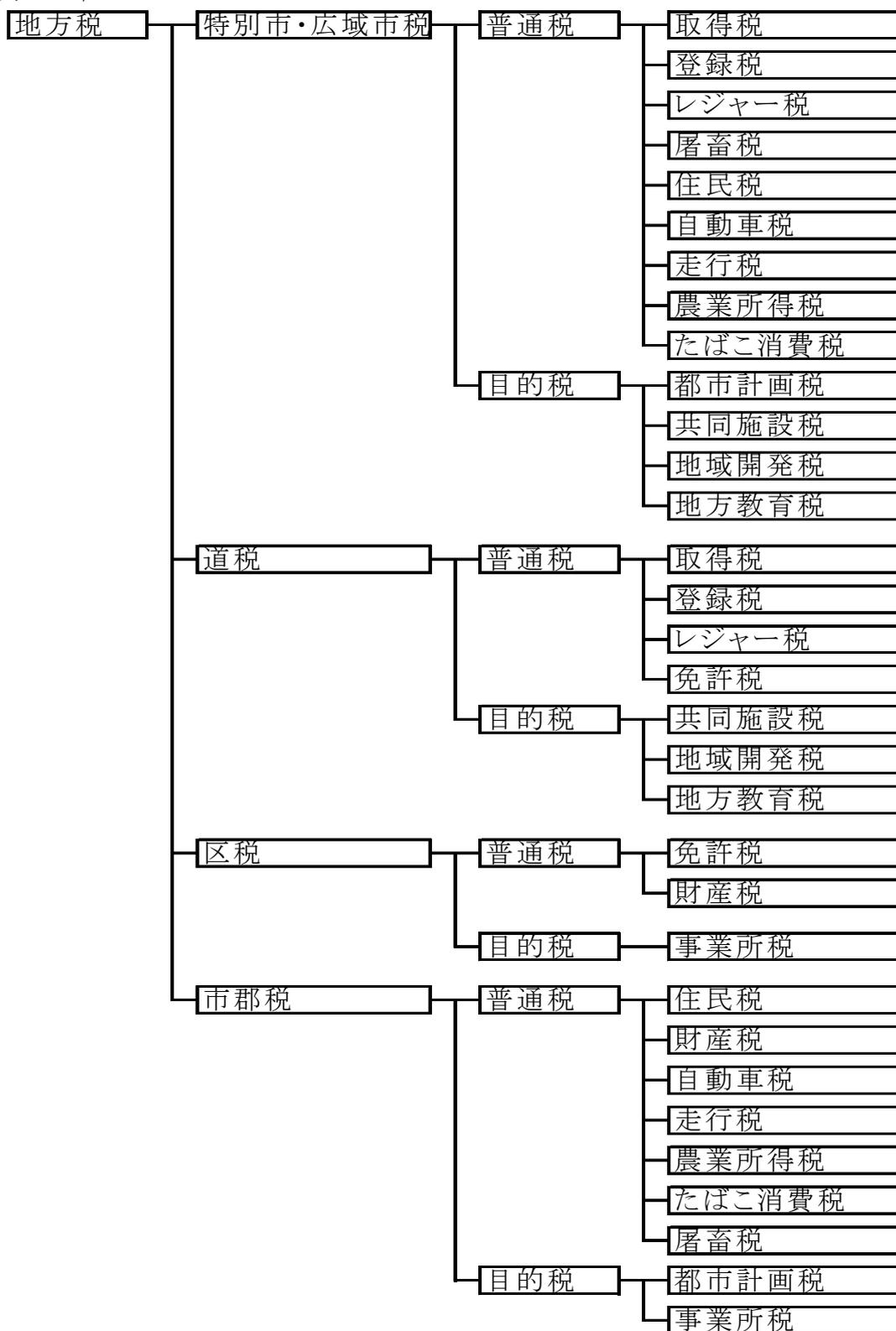
区 分	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	前年度 対比
当初予算	713,933	781,425	872,840	923,673	1,013,522	9.7%
最終予算	911,154	975,256	988,924	1,070,624	1,154,722	7.9%

(資料) 行政自治部 (現:行政安全部)「2007 年度地方自治団体予算概要」

6 地方税の状況

(1) 地方税体系

〈図表 8-10〉



(注) 広域市の郡地域は、道と同じ体系である。

(2) 国税と地方税の日韓構成比較

〈図表 8-11〉

(単位：億円：億ウォン)

年度別	日本				韓国			
	計	国税	地方税	地方税 構成比率	計	国税	地方税	地方税 構成比率
1997	917,562	556,007	361,555	39.4%	794,069	609,092	184,977	23.3%
1998	871,199	511,977	359,222	41.2%	759,859	588,376	171,483	22.6%
1999	842,400	492,139	350,261	41.6%	836,355	650,670	185,685	22.2%
2000	882,673	527,209	355,464	40.3%	1,023,462	819,846	203,616	19.9%
2001	855,172	499,684	355,488	41.6%	1,130,589	864,190	266,399	23.6%
2002	792,227	458,442	333,785	42.1%	1,258,693	942,858	315,835	25.1%
2003	780,351	453,694	326,657	41.9%	1,379,877	1,049,257	330,620	24.0%
2004	816,417	481,029	335,388	41.1%	1,423,298	1,081,704	341,594	24.0%
2005	870,949	522,905	348,044	40.0%	1,567,392	1,217,347	350,045	22.3%
2006	906,231	541,169	365,062	40.3%	1,734,048	1,353,336	380,712	22.0%

(資料)行政自治部(現:行政安全部)「2007 行政自治統計年鑑」
 総務省「平成 20 年度地方税に関する参考計数資料」

(3) 地方税 団体・税目別徴収実績 (2007 年度)

〈図表 8-12〉

(単位：億ウォン)

税目別		団体別		計	特別・ 広域市税	道税	市税	郡税	自治区税	構成比
計				412,938	181,070	115,525	80,648	15,025	20,670	100.0%
普通税	取得税			76,675	35,705	40,970				18.6%
	登録税			79,495	38,574	40,921				19.3%
	免許税			750	5	326			420	0.2%
	住民税			62,148	34,488		23,789	3,871		15.1%
	財産税			31,094	0		12,513	2,186	16,395	7.5%
	自動車税			21,338	9,757		9,838	1,742		5.2%
	農業所得税			1	0		1			0.0%
	屠畜税			493	81		289	123		0.1%
	レジャー税			6,878	1,629	5,249				1.7%
	たばこ消費税			27,027	12,219		11,995	2,813		6.5%
	総合土地税			133	0		60	47	26	0.0%
	走行税			27,095	12,502		11,586	3,007		6.6%
	小計				333,127	144,960	87,466	70,072	13,789	16,841
目的税	都市計画税			16,062	9,629		5,947	486		3.9%
	共同施設税			5,163	2,600	2,563				1.3%
	事業所税			6,774	0		2,907	490	3,377	1.6%
	地域開発税			1,746	1,041	704				0.4%
	地方教育税			43,381	20,117	23,264				10.5%
小計				73,125	33,387	26,531	8,854	976	3,377	17.7%
過年度収入				6,686	2,723	1,529	1,722	260	452	1.6%

(資料)行政安全部「2008 地方税政年鑑」

7 消 防

(1) 韓国の消防制度の沿革

韓国では、1946～1948年の米国軍政時代に、それまで警察に属していた消防が独立し、初めて自治消防体制が敷かれた。中央には消防委員会と消防庁が、地方には道消防委員会と地方消防庁が設置された。しかし、1948年の韓国政府樹立後は国家消防体制が敷かれ、1958年の消防法制定により、中央では内務部の国家警察本部の中に消防課が、地方では警察局の中に消防課が設置され、身分は警察公務員法が適用される警察官となった。

1970年以降見直しが行われ、1972年の政府組織法の改正により、消防は警察から再び独立した。この時点では、ソウル特別市と釜山直轄市の消防は自治消防であるが、その他の市・道は国家消防という二重の制度であった。1975年には内務部に民防衛本部が設置され、その中の組織として消防局が設置された。1978年には消防公務員法が制定され、消防職員の身分を規制・保障することとなった。同年に中央消防学校が設立され1980年には中央消防学校の建物が完成した。

1991年には消防法が改正され、1992年4月以降、市・道の広域自治消防が実施されることとなり、市・道に消防本部が設置され、消防職員の大部分は地方公務員となった。

2003年には2月の大邱地下鉄放火事件や9月の台風14号で多数の死傷者が出たことを契機として防災体制が抜本的に見直されることとなった。このため、政府は、行政自治部の外庁として、2004年6月1日に消防防災庁を設置した。

(2) 消防制度

現行の消防制度としては、中央には消防防災庁、地方（17広域自治団体：特別市・広域市・道・特別自治道）には消防本部が置かれ、その下に消防署が置かれている。

①消防防災庁

消防防災庁は、2004年に旧行政自治部民防衛災難統制本部と旧消防局が統合、設置された災害管理専門の行政組織で、庁長（次官級政務職）を筆頭に4事業本部26チーム・室等から構成されている。所属機関として、中央消防学校、国立防災教育研究院及び中央119救助隊が設置されている。

中央消防学校は忠清南道天安市にあり、消防職員の教育訓練を行っている。一方、同じ場所にある国立防災教育研究院は防災専門者の教育や防災政策、技術研究等を行っている。

また、中央119救助隊は、1995年10月に中央119救助隊職制大統領令が公布されたことにより、同年12月に発足し、京畿道南楊州市に訓練施設がある。ヘリコプター、車両等を有し、仁川国際空港とソウル市内を結ぶ高速道路のパトロールの任務にも携わっているほか、1997年には中央119救助隊を中心とする119国際救助隊が発足し、国際救助活動にも関わっている。

②消防本部

各消防本部業務としては、火災の予防、警戒、鎮圧、調査及び構造・救急等があるが、ソウル特別市のように消防防災本部として防災業務も所掌しているところもある。

消防本部のうち、6の消防本部（ソウル特別市、釜山広域市、光州広域市、京畿道、忠清南道、慶尚北道）には、地方消防学校が設置され、消防職員の教育訓練を行っている。

③消防署

消防本部の下に全国で172箇所の消防署が設置されている。また、消防署の下、全国で195の119救助隊、4の消防艇隊が組織され、876箇所の消防派出所が設置されている。

④消防公務員

消防公務員には国家消防公務員と地方消防公務員の2職種があり、消防公務員の任用、教育訓練、服務、身分保障等に関しては、国家公務員法または地方公務員法の特例法として消防公務員法が適用される。

消防防災庁と各市・道には、それぞれ消防公務員人事委員会が設置されている。国家消防公務員の場合、消防領以上は消防防災庁長の推薦により国務総理を経て大統領が任用し、消防警以下は、消防防災庁長が任用する。地方消防公務員の場合、市・道知事が任用する。

国家消防公務員と地方消防公務員との間では頻繁な人事交流が行われている。

8 電子自治体

(1) 電子政府の推進沿革

韓国の電子政府の推進沿革は、①国家基本情報電算化（1987年～1996年）②電子政府基盤構築（1997年～2000年）③電子政府本格推進（2001年～2002年）④世界最高水準の電子政府推進（2003年～2007年）と分けられる。

①国家基本情報電算化（1987年～1996年）

1980年代から、住民、不動産、自動車、雇用など、主要な行政情報のデータベース化構築事業が行われ、省庁においては、迅速な情報通信基盤を構築し、基本情報の電算化を進めてきた。

②電子政府基盤構築（1997年～2000年）

調達、特許、国税、関税などの情報化を行った。また、一部のパスポート発給や不動産登記簿システム等について、システム間・地域間の連携を図った。

③電子政府本格推進（2001年～2002年）

中央政府と地方政府が行政情報化を推進し、電子民願^{*}G4C（p67に後述）や電子調

達など 11 の電子政府事業が進められるとともに、地方自治団体（市・郡・区）において、独自の業務においても電算化が推進された。

④世界最高水準の電子政府推進（2003 年～2007 年）

2003 年に「電子政府ロードマップ」が樹立されるとともに、これにより、本格的に電子政府が推進される。

このように電子政府を推進してきている韓国は、2008 年の国連電子政府評価では、電子参与指数（E-Participation Index）世界 2 位、電子政府準備指数（E-Government readiness Index）世界 6 位の評価を受けた。

2006 年から、「次世代電子政府ビジョンとロードマップ」ということで、角界各層への電子政府を推進している。

参考資料 韓国情報社会振興院 HP

※ 民願とは「民願人（申請者）が行政機関に対し、処分等、特定の行為を要求する行為」であり、許認可、免許、特許、承認、指定、認定等を申請することをさす。

（2）世界最高水準の開かれた電子政府の実現

2003 年に、「世界最高水準の開かれた電子政府の実現」というビジョンと戦略を示し、「業務の方式の革新（行政電子文書流通の拡大等）」「国民に対する行政サービス革新（オンライン民願処理の拡大等）」「情報資源管理の革新（情報保護体系の確立等）」「電子政府に関連する法制度の革新（情報保護法の策定等）」の 4 つの推進方針とともに、10 のアジェンダとその実現のための 31 の課題を設定した電子政府ロードマップが樹立された。その中で、構築、改善された事業は次のとおりである。

①電算化による政府・行政業務処理の方式革新

政府・行政文書処理業務をオンライン上で処理・管理するシステムである On-nara BPS（オンナラシステム）を全省庁に拡げ、透明性と責任性を高めている。

また、地方自治体の人事、財政、税制など共通業務を電算化し、中央政府と地方自治体間の約 900 種類の業務をオンラインで処理している。

機関別に処理してきた、食・医薬品、雇用・就職など関係機関で協力しながら取り組めるよう構築するなど行政情報共有の拡大を図り、需要者（国民）中心の行政サービスの業務再設計を推進してきた。

②行政情報を共同利用し申請書一枚で民願処理

行政機関と公共機関、一部の金融機関で、住民登録、戸籍情報など 42 種類の行政情報を共同で活用し、民願処理時に必要書類を大幅に削減している。たとえば、旅券発給時に住民登録謄本など 7 種類の添付書類が必要だったが、現在では、写真を提出するだけ

で申請ができる。2008 年末までには、共有情報の 70 種類まで拡大し、全体の民願の添付書類を 4 億 4 千万通から 67% の 2 億 9 千万まで削減する計画である。

③国民の電子的国政参加拡大による参与民主主義拡大

オンライン国民参与ポータル (www. epeople. go. kr) を構築し、国民提案や行政公開請求を統一化した「ヨルリン (開かれた) 政府」(www. open. go. kr) を開設し、国、地方自治体の約 7, 500 万余りの行政情報を公開することで、国民の知る権利を保障する。

今後は、電子投票システムを開発し、政党選挙、国立大総長選挙などに適用し、その後各種選挙に拡大していくことで、間接民主主義を補完する手段として積極的な活用を目指す。

④行政サービスの伝達体系をオンラインすることでの国民サービスの向上

2002 年から施行されている電子民願「G4C (Government for (= 4) Citizen)」(www. g4c. go. kr) のサービスを拡大し、現在 32 種類の民願書類をインターネットで発給するなど自宅からの民願請求が本格化している。また、機関別で分散して運用していた 178 種類の民願相談コールセンターを 110 番の代表電話に統一し、国民が One-stop 電話相談ができるようにした。

また、「ホームタックス」(www. hometax. go. kr) では、総合所得税、法人税、など各種国税申告の約 80% をインターネットで処理し、電子税制国家を実現している。

⑤企業支援行政サービスを統合し、企業競争力の向上貢献

企業支援を一括で請求できる「G4B」(www. g4b. go. kr) を開設し、企業の創業から廃業まで約 1, 400 余種類の企業情報を一括提供し、分散していた機関を輸出入・物流処理機能を一括処理できるようにし、2002 年には平均 9. 6 日かかっていた処理期間が 3. 6 日に大幅に短縮された。また、今後、外貨為替、決済、マーケティングなど各種貿易業務も一括処理できるようオンラインが国際間の電子貿易中心地 (u-Trade Hub) として活用できるよう基盤を構築している。

参考資料 行政自治部 (現:行政安全部) 報道資料 2007 年 9 月 18 日

(3) 電子民願サービス (G4C) と地方自治電子政府

各中央省庁・地方自治体に分かれて運営されていた民願の窓口として、2001 年に「民願業務革新 (G4C) サービス」を構築し、住民登録番号等を各行政機関が情報を共有するとともに、民願処理のオンライン申請をできるようにした。

2006 年度には、添付書類が必要な場合もインターネット民願をできるようにし、720 種余りの民願申請ができ、その民願の中で、33 種類の閲覧と発給ができるようになった。2003 年の民願件数は 38 万件であったが、2006 年末には、1200 万件に増えた。更なる利用活性化を目指し、手数料無料などの導入や、積極的な広報活動を進めている。

電子民願サービスは国家が開発し、自治団体に導入を義務付けた国家標準システムと

して始まったが、インターネットではなく、無人請願発給機（KIOSK）や、TVで請願ができるようにしたソウル特別市江南区の電子政府など、独自でシステムを開発している地方自治体もある。

（４）次世代電子政府ビジョンとロードマップ

ユビキタス等新しい情報化社会、官民の境界線の消滅、9.11以降の国際的安全化の必要性を背景に、2006年に「国民と一緒に目指す世界最高水準のデジタル政府」という次世代電子政府ビジョン及び10大ロードマップを2008年から5年にかけて推進することを発表した。

①個人オーダーメイド型電子政府サービス（My e-Gov）

G4C、ホームタックスなど各種電子政府サービスを個人の要求に合わせ、また、モバイルやIPテレビ等、多様な媒体によるサービスの提供をする。

②政府業務デジタル神経網構築

知能型の行政処理環境を構築するとともに、On-nara BPS（オンーナラシステム）を根幹にデジタル予算会計システム、電子人事管理システムなど主要電子システムを緊密に連携させ、全部署の業務を統合し、管理できるようにする。

③一時的な公共安全情報網実現

国家災難・災害に統合的に管理し、環境汚染源の一時的な管理、国民の食の安全情報網を構築するなど、国家安全情報網を構築、各分野の公共安全体系を統合し、予防対策体系を強化する。

④電子政府サービス普遍化及び利用活性化

普遍的なOSを利用する等、持続可能な電子政府発展基盤を構築する。

国民への利便性と行政サービス処理費用を削減することを目的に、広報イベントを通し、国民の認知度と活用度を向上する。

9 地方分権の推進

（１）韓国の地方分権の現状

韓国では、1991年に地方議会議員選挙が30年ぶりに復活し、1995年には首長選挙が実施されたことを契機として地方自治が発展・定着してきた。しかし、1991年基準で、法定上の事務数約1万6,000件のうち、中央政府が直接処理する事務が1万件、中央政権が統制権を行使する事務が、2,000件であり、中央権限の地方移譲は、形式的なものであった。1997年のIMF危機以降、政府革新と地方分権に関する社会的要求が高まる中で、1998年からの金大中政権は、「中央行政権限の地方委譲促進等に関する法律（以下「地方委譲促進法」とする）」（1999年1月）を制定した。その推進役として、地方委譲推進委

員会が発足し、中央の権限と事務の委譲を進め、230件を超える事務委譲が行われた。しかし、「地方委譲促進法」は、「地方分権」というより「事務委譲」という比較的狭い領域を対象としていること、地方委譲推進委員会の委員が個人資格の委員ということ、また地方自治団体の自らの革新への努力不足等により大きな成果はあげられなかった。

(2) 盧武鉉政権の地方分権推進政策

① 地方分権推進ロードマップ

2003年2月に発足した盧武鉉政権は、実質的な地方分権を最重要課題とし、政府革新地方分権委員会を発足させた。そして、「地方分権推進ロードマップ」を発表し、地方分権の主要課題として①中央－地方自治体間の権限再配分、②画期的財政分権の推進、③地方自治体の自治行政力強化、④地方議会の活動活性化及び選挙制度改善、⑤地方自治体の責任強化、⑥市民社会活性化、⑦協力的政府間関係の確立という7大分野別にそれぞれ推進課題を体系的に提示し、地方分権を確実なものとするための実践計画を発表した。この地方分権推進ロードマップは、今後5年間に推進する自立型地方化と分権国家建設のビジョンを提示し、地方自治団体と中央政府を含んだ国家全体の未来像を示した。

② 地方分権特別法

2004年1月には、政府革新地方分権委員会が中心となり、地方自治団体と市民団体などから意見を集め、地方分権の制度的な枠組みと地方分権の全体図を規定した「地方分権特別法」を5年時限立法として制定した。この法律では、多様な分野の地方分権推進課題を提示しており①権限および事務の委譲に関連した推進課題として事務移譲、機関委任事務の整備、包括的・一括的な移譲措置など②重点分権課題として特別地方行政機関の整備、教育自治制度の改善、自治警察制の導入、行政区域調整と関連した制度整備など③地方財政拡充および健全性強化と関連した交付税率の段階的上方修正、国庫補助金制度の改善、予算・会計制度改善など④自治行政の力量を強化するため条例の制定範囲を拡大し、組織・人材管理の自立性を保障、地方公務員の専門性を高めるための人事交流および教育訓練制度改善など⑤地方議会の政策事項に関する審議及び議決権の拡大及び議員の専門性の向上と議長の議会所属公務員に対する人事権を強化することによる地方議会の活動活性化と、首長と議員の選出方法を改善し選挙公営性の拡大など地方選挙制度改善⑥住民投票制など住民の直接参加制度を強化、住民のボランティア活動奨励および支援など⑦行政体制の整備、監査制度の改善、財政診断および評価などを通じ自治行政の責任制強化を企図⑧地方自治団体首長の協議体を支援し、意見を国政に反映し、特別地方自治体制度を導入・活用することによって国家・自治団体及び自治団体間の協力体制を確保するなどである。

③ 参与政府の地方自治政策に対する評価

盧武鉉政権では、参与政府として住民の直接参政制度を強化するため、住民投票法（2005年）、住民訴訟法（2006年）、住民召喚制度（2007年）などが制定された。また、

2006年7月から、済州道が、軍事・外交・司法以外の高度な自治権を付与された地方分権モデルとして「済州特別自治道」となった。地方議員についての経費支給も、会期手当・議員活動費・予備費であったものを、2006年1月から月極め手当・議会活動費・予備費として有給化した。地方公務員については、国が組織・定員を承認していた標準定員制を運営していたが、2005年からモデル実施をしていた総額人件費制度を2007年から全国に拡大し、総額内で地方自治体の機構と定員を地方自治体が自主的に管理できるようにした。

しかしながら、教育自治制、警察自治制については、前進がみられず、特別地方行政機関の移転についても中央官僚の抵抗により進んでいない状況である。

地方財政については、2007年度において、国：地方の財政比率は国：地方 56：43 であり、国税：地方税 79：21 であり、地方交付税、国庫補助金などで国－地方間財政を調整してきた。

(3) 李明博政府の地方自治の推進課題

2008年2月に発足した新政権は小さい政府を実現すること、つまり中央の事務を地方へ移譲、あるいは廃止することであり、地方自治体の責任制や自立性が強調される方向に進むとみられる。

2008年2月29日に、「地方分権特別法」を改正し、また名称も「地方分権促進に関する特別法」と改正された。なお、「地方移譲促進法」は廃止された。この内容は、地方分権の推進課題について、「地方分権特別法」と大きな差はなく、事務区分体系の整備、特別地方行政機関の整備、地方議会活性化と地方選挙制度の改正、住民参与拡大、中央と地方自治団体の協力体制の強化などが維持され、部分的に強化された。従前との大きな違いの一つ目は、地方分権政策において、地方分権を推進する委員会を構成する委員である。参与政府で地方分権を推進してきた政府革新地方分権委員会と地方移譲推進委員会を廃止し、地方分権推進委員会を設置した。構成員は、これまでは大統領の選任としていたが、大統領、国会議長、協議体からの推薦によることとし、構成員の人数も30人から20人と10人に減らし、代表性を高めた。二つ目は、機関委任の事務の廃止である。地方自治体系を具体化し、これまでの三分化された事務を、機関委任事務廃止により自治事務と国家事務の二分化にした。

新政府の地方自治課題は、参与政府と異なり、ロードマップや、長期・中期・短期課題の区分がなく、即効性のある政策を推進していくことが特徴である。地方分権においても、小規模の洞・邑の統・配合等による地方自治団体組織・機能改編、地域経済、都市計画、港湾など経済的な波及効果が大きい機能等の中央から地方及び民間への権限委譲、特別地方行政機関と地方自治体の重複事務の廃止等、財政を縮小しながら効率的な行政組織を目指す中で進められるとみられる。

参考文献 韓国行政・自治入門 申龍徹
現代韓国の地方自治 趙昌鉉

自治行政 2008年6月号 イムスンビン「新政府の地方自治課題」

自治行政 2008年6月号 イキウ「地方分権特別法の改正内容と課題」

参考資料 主要指標における日韓比較

主要指標	世界	日本	韓国
年央推計人口 (100 万人) 2007 年 (韓国は 2006 年)	6,671	127.8	48.5
国内総生産 (名目 GDP) (10 億米ドル) 2006 年	48,598	4,376	872.79
1 人当たり国内総生産 (名目 GDP) (米ドル) 2006 年	7,372	34,252	18,164
実質経済成長率 (GDP) (%) 2006 年	4.1	2.7	5.0
鉱工業生産指数 (2000 年=100) 2006 年	112.6	106.5	147.6
失業率 (%) 2006 年	-	4.1	3.5
消費者物価指数 (2000 年=100) 2006 年	123.8	98.1	120.5
輸出 FOB (10 億米ドル) 2006 年	12,033	650	325
輸入 CIF (10 億米ドル) 2006 年	12,241	580	309
国際収支 (経常収支) (100 万米ドル) 2006 年	-	170,520	6,092
外貨準備高 (年末) (100 万米ドル) 2006 年	5,137,163	880,977	238,905
為替相場 (年平均) (1 米ドル当たり各国通貨) 2006 年	-	116.30 (円)	954.79 (ウォン)

出典 総務省統計局刊行、総務省統計研修所編集「世界の統計 2008」

その他 参考指標

人口密度 (1 平方 km 当たり) 2007 年	-	338	484
首都への人口集中度 (%) 2007 年 (東京都、ソウル市)	-	9.9	21.5
高齢化率 (%) 2007 年	-	21.5	9.9
合計特殊出生率 2007 年	-	1.34	1.26